

全国銀行の平成10年度決算

考 査 局

目 次

- | | |
|------------------|------------------------------------|
| 1. 概況 | 5. 連結決算 |
| 2. 損益の動向 | 6. 収益力強化に向けた展望 |
| (1) コア業務純益 | (1) 収益性の評価 |
| (2) 債券5勘定尻 | (2) 収益力の強化に向けて |
| (3) 経常利益・当期利益 | |
| (4) 利益処分 | B O X 1 不良債権処理の経緯 |
| 3. 不良債権 | B O X 2 自己査定を踏まえた償却・引当 |
| (1) 不良債権処理の累計額 | B O X 3 公表不良債権の概念の相違点 |
| (2) 自己査定結果 | B O X 4 税効果会計の現状 |
| (3) 債務者区分別の引当状況 | B O X 5 連結財務諸表における子会社および関連会社の範囲の拡大 |
| (4) 今後の不良債権処理の展望 | |
| (5) 不良債権開示の進展 | |
| 4. 経営体力 | |
| (1) 資本・含み資産 | |
| (2) 自己資本比率 | |

1. 概況 (図表1)

全国銀行^(注1)の10年度決算をみると、業務純益は3.8兆円と9年度(5.1兆円)を下回った

が、金融機関の基本的な収益力に相当するコア業務純益^(注2)は4.8兆円と9年度(4.7兆円)を幾分上回り、比較的高水準を維持した。一方、

(図表1)10年度決算の概要

(単位:兆円)

	7年度	8年度	9年度	10年度
コア業務純益	5.6	5.2	4.7	4.8
資金利益	11.4	11.1	10.4	10.3
経費	▲7.2	▲7.5	▲7.5	▲7.3
債券5勘定戻	1.0	0.4	0.7	0.9
一般貸倒引当金純繰入額 (A)	▲0.06	▲0.07	▲0.1	▲1.6
業務純益	6.2	5.9	5.1	3.8
株式3勘定戻	3.4	1.0	2.7	0.8
貸出金償却等 ^(注1) (B)	▲12.1	▲6.9	▲12.3	▲11.9
経常利益	▲2.4	0.5	▲4.7	▲7.2
動産不動産売却損益	0.3	0.04	0.7	0.6
税金等調整額	—	—	—	3.3 ^(注2)
当期利益	▲3.7	0.3	▲4.3	▲4.5
不良債権処理 (A+B)	▲12.2	▲7.0	▲12.4	▲13.5

(参考)金融市況の推移(期末時点)

日経平均株価	21,406円	18,003円	16,527円	15,836円
国債流通利回り	3.211%	2.450%	1.876%	1.745%
為替相場	106.49円/ドル	123.97円/ドル	133.39円/ドル	119.99円/ドル

(注1)貸出金償却等には、特別損失段階で計上した不良債権処理額も含む。

(注2)線延税金資産については、当年度分の有税引当等に対応した3.3兆円を、損益計算書(税金等調整額)を通じて、貸借対照表に計上しているほか、過年度分の5.5兆円を損益計算書を通さずに貸借対照表に直接計上し、合計で8.9兆円を計上。

(注1) 全国銀行(以下「全銀」)とは、都市銀行9行(以下「都銀」)、長期信用銀行3行(以下「長信」)、信託銀行7行(5/10月以降に業務を開始した信託銀行および外銀信託を除く。以下「信託」)、全国地方銀行協会加盟の地方銀行64行(以下「地銀」)、第二地方銀行協会加盟の地方銀行61行(以下「地銀Ⅱ」)を対象とする。ただし、本稿の計数に関しては、経営破綻が明らかとなった日本長期信用銀行、日本債券信用銀行、国民銀行、東京相和銀行、幸福銀行、10年度中に預金保険法上の措置が取られたなみはや銀行、みどり銀行を除いて算出している。

(注2) 金融機関の基本的な収益力をみるには債券5勘定戻、信託勘定における償却、一般貸倒引当金純繰入の各影響を除いてみるのが適当と考えられるため、本稿では、基本的な収益力の指標となる概念として、以下の定義により算出されるコア業務純益を利用している。

コア業務純益=業務純益-債券5勘定戻+(信託勘定償却額-特別留保金取崩額)

+一般貸倒引当金純繰入額

債券5勘定戻=国債等債券売却益+国債等債券償還益-国債等債券売却損

-国債等債券償還損-国債等債券償却

経常および当期利益は、既往ピークの不良債権処理（13.5兆円）を主因に、ともに過去最大の赤字額（各々7.2兆円、4.5兆円）となった。

この間、自己資本比率は、都銀、長信、信託等に対する公的資本の増強などから、国際統一基準行の平均でみると前年度を大幅に上回った（10／3月末9.55%→11／3月末11.46%＜連結、加重平均＞）。なお、個別財務諸表への税効果会計の適用開始により多額の繰延税金資産を計上（8.9兆円）している。

10年度の決算の特徴点を踏まえた今後の銀行の課題等について予め総括すると次のとおりである。

（1）不良債権の処理

不良債権処理が最大の経営課題となった10年度は、住専向け債権の処理が行われた7年度や、自己査定結果に基づく償却・引当が開始された9年度をも上回る既往ピークの償却・引当等が行われた。10年度における不良債権処理は、景気の低迷や担保価格の下落傾向が続く中で、いわゆる集中検査・考查の実施や金融監督庁の金融検査マニュアル（注3）の作成等を受け自己査定の精度向上が図られたこと、さらには金融再生委員会の「償却引当の考え方」の公表（注4）もあって不良債権に対する引当率が大幅に上昇したこと、が特徴といえる。

このように、従来に比べると償却・引当の面

では相応に手当が進んだとみられるが、先行き債務者の財務内容がどのように変化し、追加的な処理がどの程度発生してくるのかに関しては、景気動向の帰趨とも絡み、引き続き留意が必要である。また、引当済み不良債権の担保処分等による回収あるいは不良債権の流動化など、不良債権のバランスシートからの最終的な切離しに向けては、なお課題も残されており、今後の展開が注目される。

なお、10年度決算では、従来は必ずしも整合的な取扱いとなっていた①自己査定、②会計処理、③ディスクロージャー、の三者を相互に連関させるなど不良債権の開示の面で工夫を凝らす動きがみられた。情報開示の分野では、今後とも創意工夫を行いながら不良債権の実態をより的確に示していくことが重要と考えられる。

（2）税効果会計

11／3月末の全銀の資本勘定（単体）をみると、公的資本の増強などから33.7兆円と9年度末（23.0兆円）を約10兆円上回り、資本基盤が強化された。

しかし、資本勘定の約3割に相当する部分は個別財務諸表への税効果会計適用開始に伴う繰延税金資産の計上（8.9兆円）によるものである。繰延税金資産は、税務上損金とならない費用を計上した場合や、繰越欠損金が発生した場合に、

（注3）金融監督庁金融検査マニュアル検討会「最終とりまとめ」（11年4月8日）。以下「金融検査マニュアル」という。

（注4）金融再生委員会では、公的資本の増強を受ける国際統一基準行を対象に「資本増強に当たっての償却・引当についての考え方」（11年1月25日）を公表した（以下、「償却引当の考え方」と呼ぶ）。これによると、①担保・保証で保全されていない破綻懸念先債権は70%を目安に（ただし、各行において債権の回収可能性等を勘案して個別に適正に引当を行った場合にはこれによることができる）、②担保・保証で保全されていない要管理先債権は15%を目安に、③その他の要注意先債権はその平均残存期間を勘案して算出された適正な貸倒実績率等に基づき、それぞれ引当を行うものとする、としている。

先行き税金の減額が見込める額が資産として計上されるものであり、この結果として資本勘定の増加に寄与する。しかしながら、実際に繰延税金資産に見合った税金の減額効果を得るには、将来十分な課税所得をあげることが不可欠である。このように、繰延税金資産については将来的の予想に基づく不確実性があることから、こうした予想の合理性を十分に検討した上で適切に計上することが望まれる。

(3) 収益力向上に向けた経営努力

従来、わが国の金融機関の収益は、国内における資金利益に大きく依存し、かつ資金利益の増減は基本的に貸出の規模に左右される構図にあった。公的資本の増強を受けた金融機関が策定・公表した「経営の健全化のための計画」にも示されたように、先行きの収益増強は、量的拡大よりも利鞘改善に求められているが、10年度の全銀の収益動向をみると、貸出金利鞘の改善が小幅に止まっている。今後、収益力の抜

本的な強化を図るには、①信用リスクに見合った貸出スプレッドの確保、②競争力のある分野への経営資源の集中、③アウトソーシングやデリバリーチャネル（注5）の見直しを活用した新たな収益源の確保や経費の圧縮、等が必要と考えられる。

もとより、公的資本に支えられた状態から早期に脱するためにも、金融機関にとっては収益力の強化が急務である。収益力の向上を実現していくためには、当然のことながら、それに伴うリスクを十分にコントロールしていくことが不可欠の前提となる。金融機関においては、何よりもリスクプロファイルの十分な把握に努めるとともに、リスク管理体制の高度化を推進していくことが望まれる。

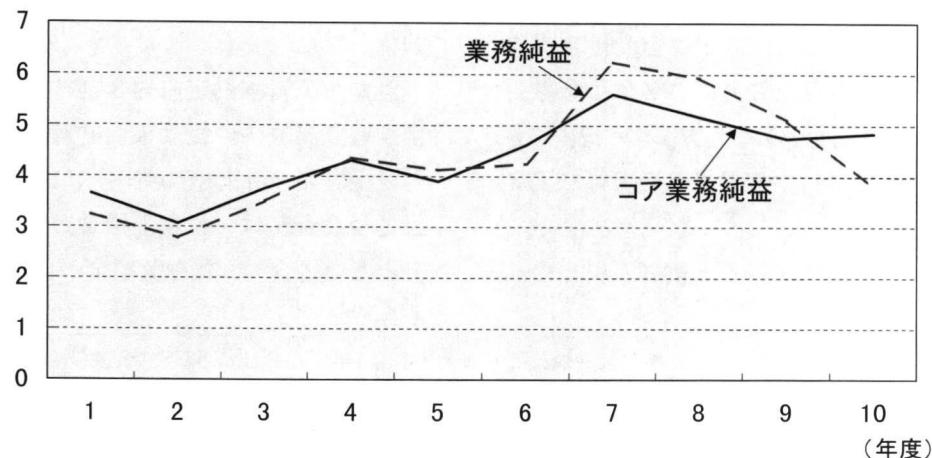
2. 損益の動向

(1) コア業務純益（図表2、3）

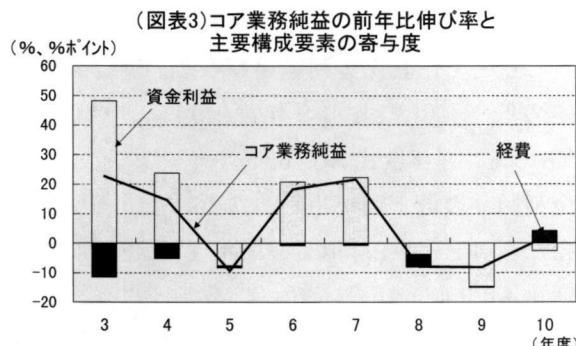
コア業務純益は7年度をピークに緩やかに減少してきたが、10年度は4.8兆円と9年度（4.7兆

（兆円）

（図表2）業務純益、コア業務純益の推移



（注5）デリバリーチャネルとは、金融商品、金融サービスを顧客に提供するための手段のこと。従来は支店網が圧倒的に大きなデリバリーチャネルであったが、技術革新によりこれを代替する可能性を持つチャネルが多数出現している（ATMを利用した小型店舗、テレホンバンキング、インターネットバンキング等）。



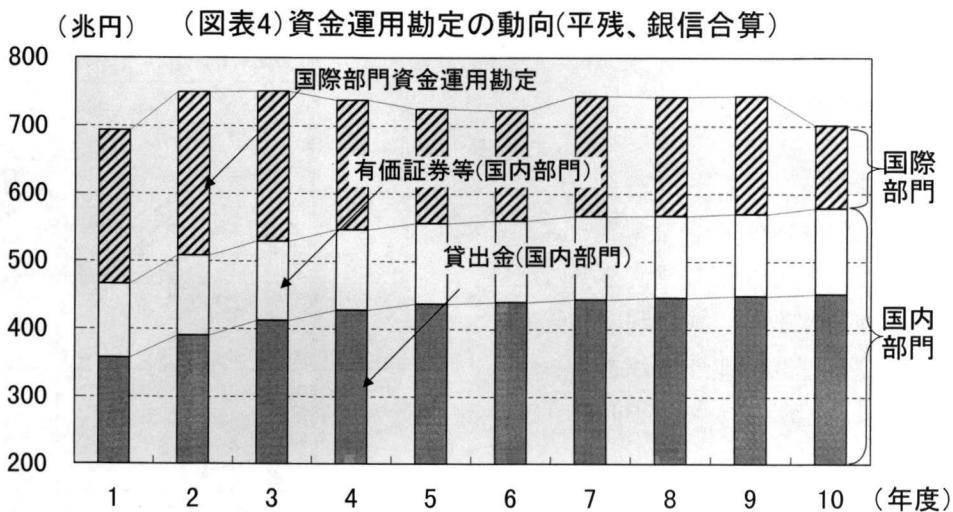
円)を幾分上回り、比較的高水準を維持した。これは、国際業務部門を中心に資金運用勘定平残が大幅に縮小したにもかかわらず、資金利益(注6)が小幅の減少に止まったほか(9年度10.4兆円→10年度10.3兆円)、これまで、ほぼ一貫して増加を続けてきた経費が減少した(9年度7.5兆円→10年度7.3兆円)ことによるものである。

①資金利益

(資金運用面:図表4)

資金運用勘定平残は、9年度比大幅に減少し、元年度以来の低い水準となった(9年度744兆円→10年度701兆円、元年度693兆円)。これは、国際部門の運用が、①外貨調達面での制約の増大、②ジャパンプレミアムの拡大に伴う採算の悪化、③国際部門からの撤退、縮小を図る動きの拡大、等から大幅に圧縮された(資金運用勘定平残:9年度174兆円→10年度123兆円)ためである。一方、国内部門の資金運用勘定平残は若干増加したが(9年度592兆円→10年度603兆円)、これにはユーロ円インパクトローンの国内市場連動貸出への振替という特殊要因が寄与している。

国内の貸出金平残は前年度比微増となった(9年度449兆円→10年度451兆円)。この間の需給両面の動きをみると、資金需要は、企業にお



(注6) 信託報酬に含まれる貸付信託、指定金銭信託合同運用分(元本補填契約付き)の2勘定における資金利益は、本来、役務取引等利益(信託報酬)に計上されるが、ここでは、資金利益に含めて定義。

ける設備資金需要の低迷や、有利子負債圧縮等の財務リストラの動きの影響から低調に推移した。一方、金融機関の貸出姿勢をみると、各行とも収益性を重視する立場を強め、信用度に応じ貸出スプレッドの下限を定める動きや、リスクが高いとみられる特定業種向け貸出を引き続き抑制する動きがみられた。もっとも、10年度下期後半にかけては、①金融システム安定化に向けた政策対応^(注7)、日本銀行による一段の金融緩和措置を背景に資金調達環境が大幅に改善したこと、②公的資本増強や自助努力による資本増強に伴い金融機関の資本基盤が強化されたこと、③中小企業金融安定化特別保証制度の創設(10／10月)をはじめ信用保証制度が拡充されたことなどから、貸出姿勢には前向きなスタンスも窺われるようになってきている。

なお、有価証券平残についてみると、年度前半における国債等の債券残高積上げの動きと、国際部門縮小の一環としての外国証券の保有残高圧縮の動きが相殺しあい、9年度と比較しほぼ横這いとなった(9年度131兆円→10年度129兆円)。

(総資金粗利鞘：図表5)

国内部門の総資金粗利鞘の動きをみると、下期にかけ日本銀行による金融緩和措置を受けた短期金利の一層の低下に伴い、調達利率が低下した一方、有価証券利回りが低下基調を辿ったことから、全体として僅かながら縮小した(銀

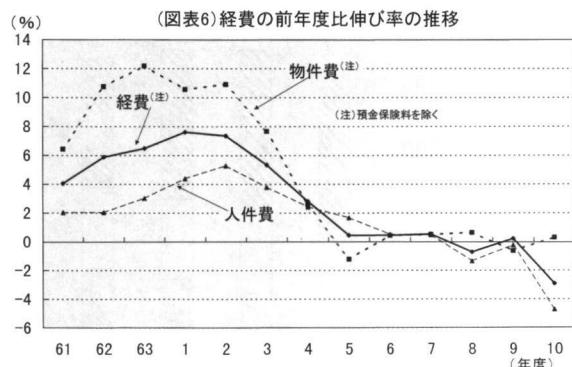
信合算：9年度1.545%→10年度1.506%)。

もっとも、貸出金利鞘をみると、資金調達利率の低下に比較し(9年度0.945%→10年度0.810%<9年度比▲0.135%ポイント>)、貸出金利回りの低下幅が相対的に小幅に止まったことから(9年度2.338%→10年度2.248%<9年度比▲0.090%ポイント>)、6年度以来、4年振りに若干ながらも拡大した(9年度1.393%→10年度1.438%)。

②経費(図表6)

経費は、これまで、ほぼ一貫して増加を続けてきたが^(注8)、人件費の減少を主因に前年度を下回る水準となった(9年度7.5兆円→10年度7.3兆円<9年度比▲2.7%>)。

人件費は、新規採用の抑制、早期退職・転籍の促進などにより職員数の抑制(職員数平残^(注9)：9年度384千人→10年度373千人)を進めていることに加え、給与水準の見直しに本格的に取組

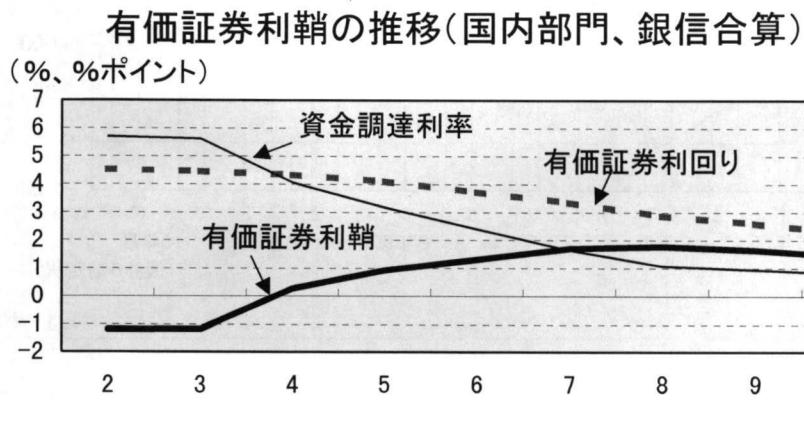
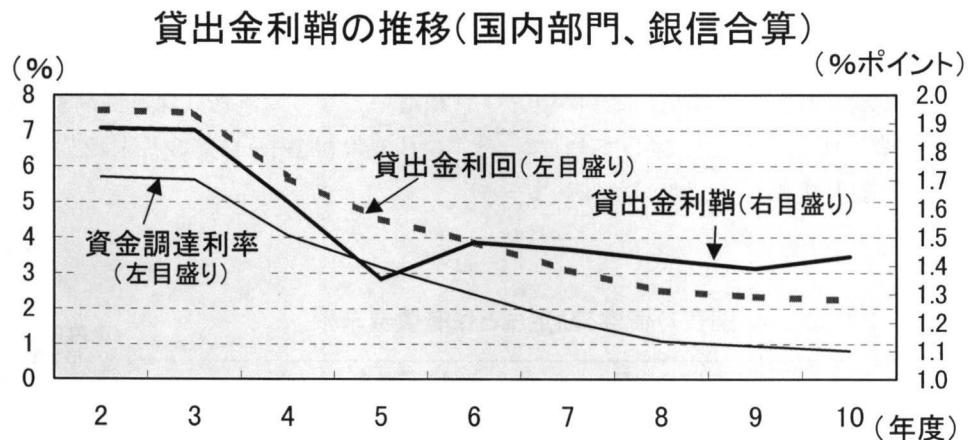
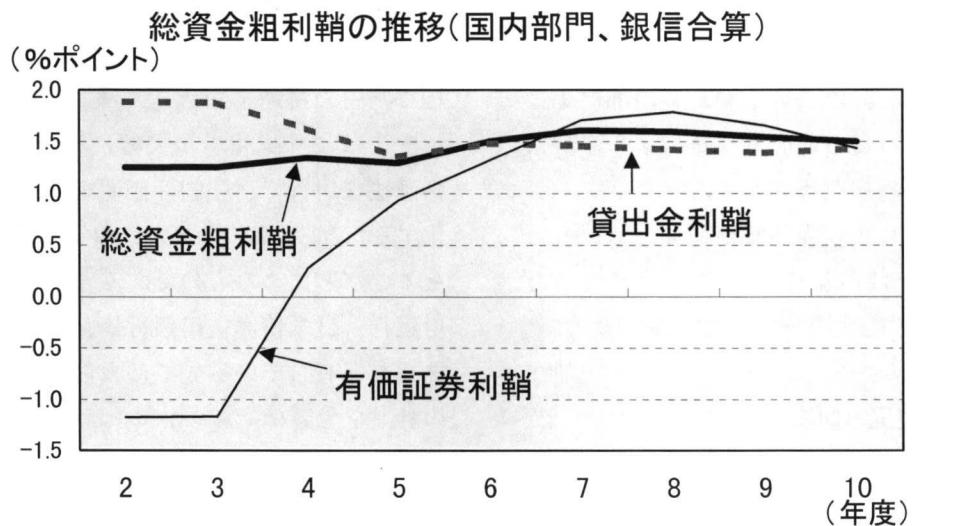


(注7) 10／10月には「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(以下、「金融再生法」)等の金融再生関連法令のほか、「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」(以下、「早期健全化法」)等の金融機能早期健全化関連法令が成立した。

(注8) 経費は、8年度に料率の引上げが行われた預金保険料を除いたベースでみると、人件費が減少したことから8年度も前年度比小幅マイナスとなった。

(注9) 臨時職員、嘱託および出向職員を除く。

(図表5) 総資金粗利鞘の推移



む動きが拡がっており、前年度を下回った（物件費：9年度3.7兆円→10年度3.5兆円）。

一方、物件費は、各行とも経常的な部分については圧縮努力を続けているが、戦略部門等におけるシステム投資を前向きに維持する姿勢にあることや、事務部門等におけるアウトソーシングの動きにより事務委託費が増加していることなどから、ほぼ前年度並みの水準となった（物件費：9年度3.4兆円→10年度3.4兆円）。

（2）債券5勘定戻（図表7）

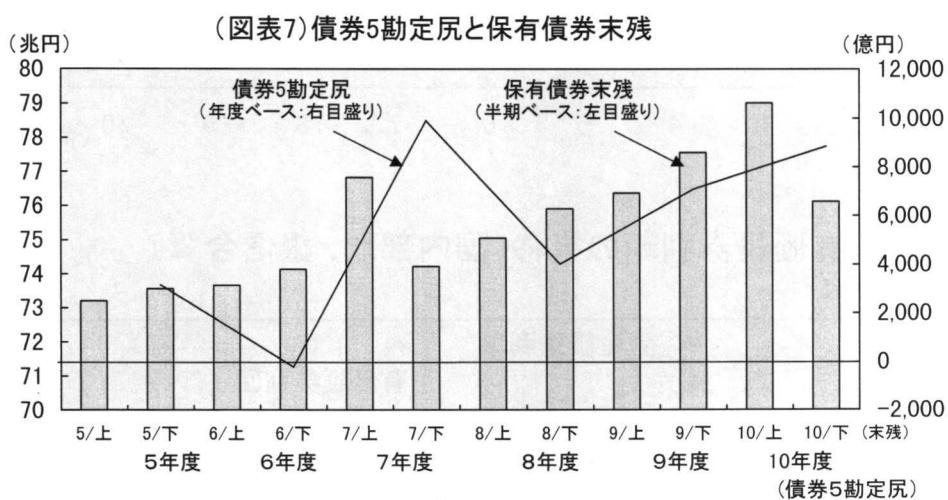
債券5勘定戻は0.9兆円の益超と比較的高めの水準になった（9年度0.7兆円の益超）。これは、上期中に長期金利が低位に推移する中、債券保有残高を積上げつつ、多額の売却益計上を行ったためである。もっとも、下期は長期金利が上昇したことから債券保有残高を圧縮しており、債券5勘定戻も上期と比較し益超幅が急減している。

（3）経常利益・当期利益

①株式3勘定戻（注10）（図表8）

株式3勘定戻は0.8兆円の益超と、前年度（2.7兆円の益超）を大きく下回った。これは、年度半ばに株式相場が大幅に下落したことや、原価法採用行で、強制評価減を行う基準を厳格化するなど、含み損の処理に取組む動きが目立つたことなどによるものである。また日本長期信用銀行、日本債券信用銀行等、破綻金融機関の株式を保有している先では多額の償却や譲渡損の計上を余儀なくされた（注11）。

なお、株式の保有額をみると、政策投資株式の持合解消の動きがみられたものの、関連会社・親密会社に対する支援として増資を受けた動きもあったことなどから、9年度末比ほぼ横這いとなった（株式保有残高＜簿価＞：10／3月末43.0兆円→11／3月末42.7兆円）。



（注10）株式3勘定戻=株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

（注11）将来、売却を予定している株式について、原価法を維持しつつ、含み損を早期に解消することを目的として、商法で求められる強制評価減以上の株式償却を行う先も存在。こうした先の償却や日本長期信用銀行、日本債券信用銀行株の譲渡損については、臨時費用ではなく、特別損失に計上する先もみられた。

②不良債権処理額（図表9）

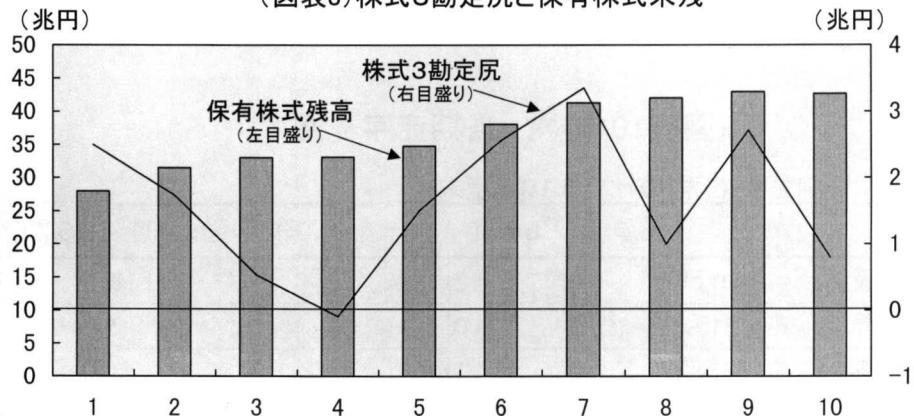
10年度における不良債権処理額（注12）は13.5兆円と、過去に高水準を記録した7年度、9年度を超え既往ピークの水準となった。

10年度の不良債権処理の特徴としては、一般貸倒引当金純繰入額が1.6兆円と多額に上ったことが挙げられる。これは、多くの先で、①金融検査マニュアルでの取扱いを勘案し、要注意先

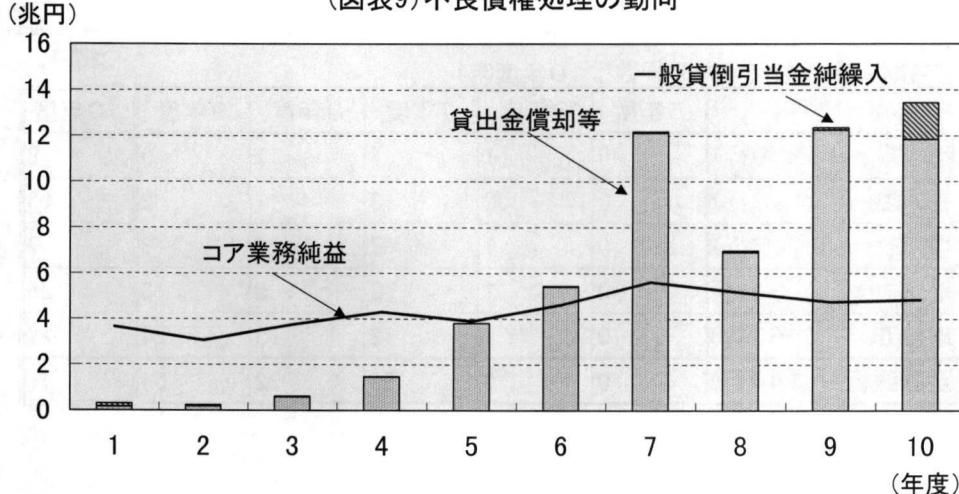
債権に対する引当率を引上げたほか、②「償却引当の考え方」の公表等を受け、要管理先債権に対してその他の要注意先債権を大幅に上回る引当率での引当を実施したことが背景にある。

この間、貸出金償却等も、後述するように自己査定の精度向上が図られつつあることや引当率の上昇等を背景に11.9兆円と、7年度、9年度に次ぐ高水準の規模に達した。

（図表8）株式3勘定戻と保有株式末残



（図表9）不良債権処理の動向



（注12） 不良債権処理額＝一般貸倒引当金純繰入額＋貸出金償却等（貸出金償却＋個別貸倒引当金純繰入額＋共同債権買取機構向け売却損・支援損＋債権売却損＋その他債権放棄等）。なお、一般貸倒引当金は業務純益段階で計上されるが、ここでは、他の貸出金償却等とあわせてみていくこととする。

③法人税等調整額

個別財務諸表に対する税効果会計の適用開始に伴い、全銀（破綻した先を除く）のうち地銀4行を除く134行で税効果会計が導入された。この結果、当年度に発生した一時差異等（注13）に係る部分の3.3兆円については、法人税等調整額として当期利益に加算され、当期損失幅は経常損失の半分程度に圧縮された。なお、過年度分（5.5兆円）も含めると、計8.9兆円が繰延税金資産として計上され、資本勘定の増加に寄与

している。

④経常損失、当期損失（図表10）

経常損失、当期損失については、不良債権処理に伴う損失が多額に上ったことから、経常損失が7.2兆円（9年度4.7兆円）、当期損失が4.5兆円（9年度4.3兆円）とそれぞれ既往最大の赤字となった。なお、10年度の赤字先数（注14）は、経常段階で72先（9年度54先）、当期段階で71先（9年度54先）とこれも既往ピークとなった。

（図表10）経常、当期赤字先数^(注)

▽経常赤字先数（（ ）内の行数は10年度末）

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
都銀（9行）	0	2	7	1	10	9
長信（3行）	0	0	3	1	2	3
信託（7行）	0	1	7	1	3	7
地銀（64行）	0	1	9	5	15	25
地銀Ⅱ（61行）	0	3	9	16	24	28
全国銀行（144行）	0	7	35	24	54	72

▽当期赤字先数（（ ）内の行数は10年度末）

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
都銀（9行）	0	1	7	1	9	8
長信（3行）	0	0	3	1	2	3
信託（7行）	0	1	7	0	3	7
地銀（64行）	0	1	9	5	16	26
地銀Ⅱ（61行）	0	3	12	15	24	27
全国銀行（144行）	0	6	38	22	54	71

（注）破綻した先についても年度末に存在した先はすべて含めたベース。

（注13）一時差異等とは、一時差異（貸借対照表に計上されている資産および負債の金額と課税所得計算上の資産および負債の金額との差額）と税務上の繰越欠損金のことをいう。

（注14）破綻した先についても年度末時点に存在した先は全て含めたベース。

(4) 利益処分（図表11）

利益処分の動向についてみると、赤字決算を行う先が多数に上ったことに加え、公的資本の増強もあって、全体として外部流出を抑制する姿勢を強めている。

配当をみると減配先は21先、無配先（無配化した先を含む）は破綻先以外で13先となった（注15）。

また、役員賞与については、都銀、長信、信託の全行が、7年度以降4年連続無支給を継続しているほか、地銀、地銀Ⅱにおいても7割方の先で削減もしくは無支給となっている（地銀・地銀Ⅱ120行中、無支給の先62先＜削減の結果無支給となった先を含む＞、削減先24先）。

3. 不良債権

(1) 不良債権処理の累計額

バブル崩壊後の3年度から10年度までの全銀の不良債権処理損は累計で56.6兆円に上っている（過去の不良債権処理の経緯については後掲BOX1参照）。

当該不良債権処理額は、この間のコア業務純益（37.0兆円）を大きく上回っている。このため、処理を賄う原資として、全銀トータルでみると、債券売却益（債券5勘定戻：3.2兆円の益超）、株式等売却益（株式3勘定戻：12.4兆円の益超）、不動産売却益（1.7兆円）等、含み益の実現分が充当されたほか、資本勘定の取崩し（注16）（17.4兆円）が行われた。

(2) 自己査定結果（後掲図表12）

11／3月末の自己査定上の分類債権（II～IV分類）は、処理後ベース（III・IV分類については償却・引当等の処理額を除いた後の額）で64.3兆円と10／3月末（65.7兆円）に比べ幾分減少した（注17）。やや仔細にみると、IV分類債権は0.1兆円（10／3月末0.1兆円）と前年度並みとなり、III分類債権は3.2兆円（同5.0兆円）とかなり減少した一方、II分類債権は61.0兆円（同60.5兆円）と若干増加した。

10年度におけるIII・IV分類債権の減少額は、

（図表11）全国銀行の配当状況^(注1)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
減配先	10	14	27	13	9	21
無配先 ^(注2)	2	3	6	10	17	20

（注1）破綻した先についても年度末に存在した先はすべて含めたベース。

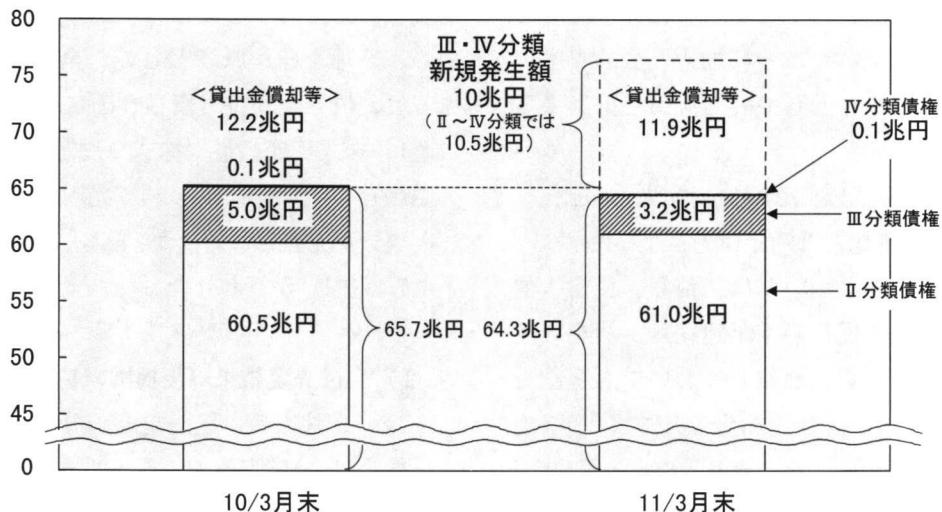
（注2）無配化先＋無配継続先

（注15）減配先か、無配先かは中間配当と配当の合計額の増減により判断。

（注16）各年度の当期赤字先の赤字額累計値。なお、10年度については繰延税金資産計上分（当年度分）が当期段階で収益として計上されているため、繰延税金資産を計上しないと想定した場合に当期赤字となる先について、その当期赤字額を算出して集計。

（注17）金融監督庁が11年7月23日に公表した計数と同一のもの。なお、集計対象行は全国銀行から以下の銀行を除くベース（10／3月末：北海道拓殖銀行、日本長期信用銀行、日本債券信用銀行、徳陽シティ銀行、京都共栄銀行、なにわ銀行、福德銀行、みどり銀行、11／3月末：日本長期信用銀行、日本債券信用銀行、国民銀行、東京相和銀行、幸福銀行、みどり銀行）。

(図表12)自己査定結果



11.9兆円に上る多額の貸出金償却等（除く一般貸倒引当金繰入）の実施にも拘わらず、僅か(1.9兆円)に止まっているが、これは、その間に新規に不良債権が増加したことによるものであり、その額はIII・IV分類で10兆円に上ると試算される。

10年度における不良債権の増加には、①景気低迷を映じた債務者の財務内容の悪化、②資産価格の下落による担保未保全部分の拡大が大きく響いているとみられるが、同時に、③いわゆる集中検査・考查の実施や金融検査マニュアルの作成等を受けて自己査定の精度の向上が図られた結果、実質破綻先や破綻懸念先のIII・IV分類債権が増加したことも見逃せないと考えられる。

(3) 債務者区別の引当状況（図表13、後掲BOX2）

不良債権の処理状況について、金融再生法に基づく開示債権（以下、「再生法ベース開示債権」という）^(注18)に対する、債務者区別の引当率^(注19)をみると、開示先の大半が破綻先・実質破綻先債権に対してはIII・IV分類債権の100%の引当を行っている。また、破綻懸念先債権、要管理債権に対しても、公的な資本増強を受ける国際統一基準行を対象とした「償却引当の考え方」を上回る水準の引当を行っている^(注20)。具体的な引当の状況は以下のとおりである。

(注18) 再生法ベース開示債権のうち「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」は、自己査定上の実質破綻先債権、破綻先債権、「危険債権」は破綻懸念先債権と一致。要管理債権は要注意先債権の一部となる。11／3月末は、都銀、長信、信託のみが開示を義務づけられている。

(注19) 担保未保全分の債権額に対する引当金額ないし貸出金償却実施額の比率。

(注20) ここでは、再生法ベース開示債権に対する引当額を開示した銀行のみの集計値をもとに説明を行っている。開示した先には、不良債権の積極処理に相対的に前向きの先が多いものと思われ、全銀全体の引当率はこれを若干下回るものと思われる。

(図表13) 金融再生法に基づく債権の保全状況等（開示先計^{*1}、銀行勘定のみ）
(単位：兆円)

(参考) 自己査定上の 債務者区分		債権額 A	債権額		
			貸 倒 引当金 B (引当率 ^{*2})	担保等による 保全額 C (保全率 ^{*3})	未保全額 D=A-B-C (未保全率 ^{*4})
破綻・ 実質破綻先	破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権	3.3	1.2 (100%)	2.1 (64%)	0.0 (0%)
破綻懸念先	危険債権	6.4	2.6 (74%)	2.9 (46%)	0.9 (14%)
要注意先	要管理債権	2.8	0.3 (17%)	1.1 (39%)	1.4 (51%)

(参考)
自己査定上の
分類区分

残存III・IV分類

*1 再生法に基づく債権を開示している先のうち、各債権区分毎に保全状況等を開示している先48行合計（都長信6行、地銀33行、第二地銀9行）<上記48行で全銀総資産額の40.6%をカバー>。

但し、要管理債権については30行合計（都長信8行、地銀16行、第二地銀6行）<上記30行で全銀総資産額の47.2%をカバー>。

*2 引当率 = 貸倒引当金(B)／回収が懸念される額(A-C)

*3 保全率 = 担保等による保全額(C)／債権額(A)

*4 未保全率 = 未保全額(D)／債権額(A)

①破産更生債権及びこれに準ずる債権（破綻先・実質破綻先債権）

破綻先・実質破綻先債権の担保未保全部分（III・IV分類）に対する引当比率はほぼ100%となり、引当処理後のIII・IV分類はほとんど残存していない。

②危険債権（破綻懸念先債権）

危険債権のIII分類に対する個別貸倒引当金による引当率は74%と、「償却引当の考え方」で提示された70%を更に上回る水準にある。

③要管理債権

要管理債権の担保未保全分に対する一般貸倒引当金による引当率は17%と、「償却引当の考え方」で提示された15%を上回っている（注21）。

④要注意先債権および正常先債権

要注意先債権および正常先債権のそれぞれに対する引当率を開示する先は少ないが、総与信（試算値）（注22）に対する一般貸倒引当金の比率をみると、0.63%と9年度末（0.32%）の2倍に上っている。

(注21) 現実には、「償却引当の考え方」で示された引当率の目安（15%）は、要管理先債権の担保未保全部分に対するものであり、開示されている要管理債権とは若干ベースが異なる。

(注22) 総与信とは、貸出金、外国為替、未取利息、未収金、貸出金に準じる仮払金、貸付有価証券、支払承諾見返の合計。ここでは、公表された財務諸表には記載のない未取利息、未収金の代わりに未収収益を加え、貸出金に準じる仮払金は加えずに試算。

(4) 今後の不良債権処理の展望

①当面の見通し

11年度以降の不良債権処理については、現時点で破綻懸念先ないし、破綻・実質破綻先の引当率が既に相当高くなっていることから、ここから多額の追加損失が生じる可能性は小さいと考えられる。

従って、今後の不良債権処理損失の動向を占う上での最大のポイントは、先行きの景気動向とも絡んで債務者の財務内容がどう変化し、それに伴いどの程度、要注意先債権等から破綻懸念先債権等に劣化する惧れがあるか、その結果としてⅢ・Ⅳ分類債権がどの程度新規に発生するか、にあることができる。

②最終処理の効果

このように不良債権の会計上の処理（貸倒引当金の計上）は相応に進捗してきているが、最終処理が今後どのように進んでいくかも大きなポイントである。不良債権の最終処理とは、イ. 引当済みの不良債権について担保保全分の処分等により回収を行う、あるいはロ. 不良債権（含む担保保全分）を売却することなどによってこれらをバランスシートから切離すことであるが、金融機関はこれにより以下の効果を享受することが可能となる。

(イ) キャッシュフローの改善

担保処分による回収額もしくは不良債権の売却額相当分の現金が流入するほか、損失確

定により有税引当額が無税適状となることから納税額が減少し、キャッシュフローが改善する。こうしたキャッシュフローをより収益性の高い資産に再投資することで、資産の収益性の向上が図られる。

(ロ) ダウンサイド・リスクの回避

担保価値の下落に伴い追加損失が発生するリスクを回避することができる。

(ハ) 債権管理・回収コストの削減

(二) 公表不良債権額の削減

③最終処理の進捗状況

これまでに引当済み不良債権の担保処分や売却による回収がどの程度進展したかを試算すると、3～10年度に貸出金償却等を行った債権のうち、担保処分や売却による回収が終了しバランスシートから完全に切離された債権に係る損失累計額は30兆円程度に上る。こうした不良債権の元本は、仮に担保処分や売却による回収率を2割^(注23)と想定すると、概ね40兆円程度となるものとみられる。一方、償却・引当済みながら最終処理に至っていない不良債権の額^(注24)は40兆円程度とみられる。従って、3～10年度に償却・引当等の措置が取られた不良債権のうち、担保処分や売却による回収が終了しバランスシートから完全に切離されている債権（40兆円程度）は5割程度に止まっていると推測される。

(注23) 共同債権買取機構向け売却債権の平均回収率（10～20%）を参考に想定。

(注24) 再生法ベース開示債権における破産更生債権及びこれらに準ずる債権と、危険債権（部分直接償却前に調整、なお同計数を公表していない先についてはリスク管理債権を加えて試算）、および共同債権買取機構向けバックファイナンスの残高を加えたもの。

この間、不良債権の売却については、9年度以降、都銀、長信、信託を中心に一括売却（バルクセール）が活発化し、10年度に入ると地銀、地銀Ⅱにおいても積極的な取組みがみられるようになった。この結果、10年度における全国銀行の不良債権の売却実施額は、少なくとも5兆円（原債権の簿価ベース：9年度1～2兆円）に上るものとみられる。また、10年度中には、不良債権の流動化を促進させる法整備等^(注25)も進められている。こうした中、金融機関は、不良債権の最終処理の一環として、引き続き不良債権の売却を行っていく模様である^(注26)。

（5）不良債権開示の進展（後掲BOX3）

日本の金融機関が内外からの信認を回復していくためには、不良債権を処理することは勿論であるが、不良債権について十分な開示を進めることができない。

こうした認識の下、10年度においても開示の拡充の動きがみられる。第一に再生法ベース開示債権の公表（11／3月末は都銀、長信、信託のみに義務づけ）が開始された。第二にリスク管理債権について、①従来、全銀協統一開示基準に基づく単体のみの開示が行われていたが、銀行法施行規則の改正を受けて連結、単体双方のベースでの開示が行われたこと、②自己査定上の債務者区分との整合性を図るため、破綻先債権、延滞債権の定義を変更する先がみられたこと^(注27)、等が新たな動きとして指摘しうる。

この結果、従来は必ずしも相互に連関していないかった自己査定、会計処理、ディスクロージャーの三者が整合的に取扱われるようになったとの評価が可能である。

また、各金融機関においても、情報開示を他行との差別化を図る戦略の一環と位置づけ、独自の工夫を図るといった積極的な動きが拡がりつつある。具体的には、自己査定結果を開示する先や、開示債権の区分毎に担保による保全状況や引当状況を開示する先が増えている。

4. 経営体力

（1）資本・含み資産（後掲図表14、後掲BOX4）

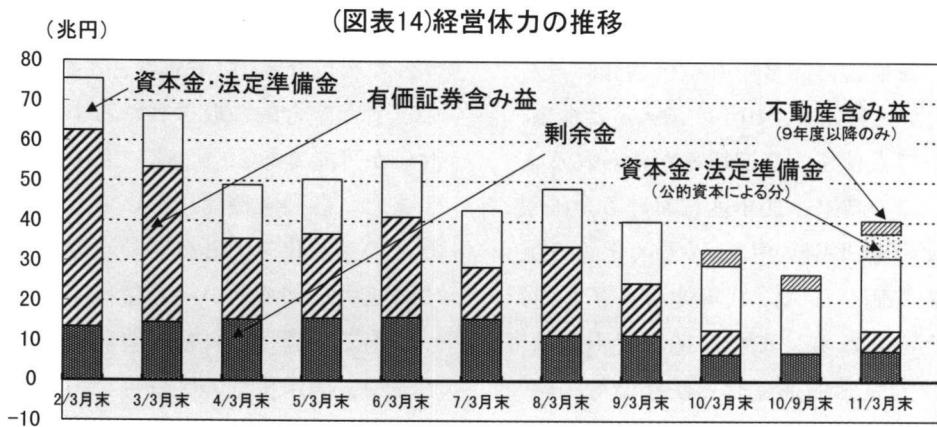
11／3月末時点の全銀の資本勘定をみると、①大幅な赤字決算となった（当期損失4.5兆円）ものの、②公的資本（優先株6.2兆円）や自力調達による資本増強（1.8兆円＜推計＞）、③多額の繰延税金資産の計上に伴う資本勘定の増加（8.9兆円）などにより、33.7兆円と10／3月末（23.0兆円）と比較して大幅に増加した。もっとも、繰延税金資産の計上に対応した資本勘定の額は資本勘定全体の26%程度となっており、これに公的資本増強分を加えると、資本勘定の4割を上回る水準となる。

資本勘定のうち、特に剰余金をみると、繰延税金資産の計上が剰余金の増加に寄与したにもかかわらず、多額の不良債権処理（13.5兆円）を行ったことから、11／3月末で7.6兆円と10／3月末（6.7兆円）比、小幅な増加に止まった。

（注25）特別目的会社による特定資産の流動化に関する法律（10年9月1日施行）、債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（10年10月1日施行）、債権管理回収業に関する特別措置法（11年2月1日施行）など。

（注26）例えば、公的資本増強を申請した15行中、少なくとも10行が「経営の健全化のための計画」の中で11年度以降も継続的に不良債権の一括売却を行う方針である旨、明記している。

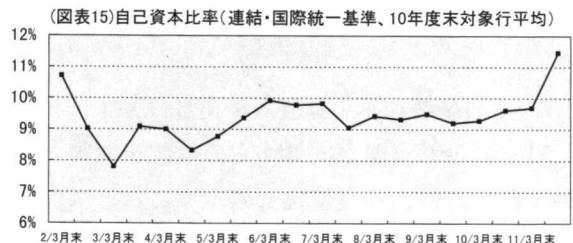
（注27）なお、都銀、長信、信託の多くの先では、破綻先債権、延滞債権の定義を変更する以前と以後のリスク管理債権を開示しており、再生法ベース開示債権とあわせ3種類の不良債権開示を行っている。それぞれの相違点については後掲BOX3「公表不良債権の概念の相違点」参照。



11／3月末の含み資産の状況をみると、上場有価証券の含み益は4.3兆円と10／3月末（5.3兆円）を下回った。また、11／3月末における土地再評価実施先の土地含み益（注28）も3.3兆円と、10／3月末（4.0兆円）に比べ減少した。

(2) 自己資本比率（図表15）

11／3月末の自己資本比率をみると、国際統一基準行の連結ベースでは、10／3月末比1.91%ポイント上昇し、加重平均ベースで11.46%と既往ピークの水準となった。これは、前記のとおり、国際部門を中心にリスクアセットが大幅に減少したほか、資本勘定が増加したためである。なお、国内基準行の単体ベースは、赤字決算によりTier I 資本が減少していること



から、10／3月末比0.77%ポイント低下し、加重平均ベースで7.73%となった（注29）。

5. 連結決算（注30）（図表16、後掲BOX5）

10年度決算から連結財務諸表に係る基準が見直され、子会社、関連会社の範囲が、従来の議決権の所有割合のみによる基準から、いわゆる

(注28) 土地再評価を行った先の再評価差額金+再評価に係る繰延税金負債+再評価後の土地含み損の合計値（10／3月末と11／3月末とで集計対象行数は異なる）。

(注29) なお、長信、地銀、地銀Ⅱの10先が、海外拠点撤退等により国際統一基準行から国内基準行に区分を変更した結果、国際統一基準行は34行、国内基準行は110行（破綻した先を含む）となった。

(注30) 連結決算計数を集計するにあたっては、他行の被連結行にあたる先は含めていない。具体的には、貸借対照表に係る部分は安田信託銀行、日本信託銀行、わかしお銀行、関西銀行、損益計算書に係る部分は日本信託銀行、わかしお銀行（安田信託銀行と関西銀行は親銀行の支配獲得時期の関係から、親銀行の今期の損益にこれらの業績が反映されていないため、集計対象に含めている）を除いている。なお、単体計数の集計にあたっては、上記の先の計数は全て含めている。

(図表16)連結決算主要計数

単位：兆円(貸借対照表)、億円(損益計算書)、%

		単体 (a)	連結 ^(注1) (b)	(b-a)	単体比
貸 借 対照表	総資産 ^(注2)	757.1	788.1	31.0	104.1
	うち貸出金	488.8	497.1	8.3	101.7
	自己資本比率 ^(注3)	10.99	10.69	▲0.30	
損 益 計算書	経常利益	▲ 72,400	▲ 74,200	▲ 1,800	
	当期利益	▲ 44,800	▲ 53,600	▲ 8,800	

(注1)連結計数は、被連結の銀行を除いて集計。

(注2)単体総資産は被連結の銀行の資本金および資本準備金を除いて集計。

(注3)自己資本比率は国際統一基準行と国内基準行の加重平均ベース。

支配力・影響力基準に変更された。この結果、従来は連結対象外となっていた関連ノンバンク等の相当部分が連結ないし持分法適用会社に含まれることとなった。

連結決算の特徴をみると、まず、11／3月末の資産規模は、単体では757兆円であるのに対し、連結では788兆円となった。連結の資産規模が単体比4%程度しか増加していないのは、連結対象に含まれる子会社、関連会社に対する貸出が相殺消去されるためである。なお、この結果、リスク管理債権の連単比率（連結計数を単体計数で除した比率）も1.04倍に止まっている。

一方、自己資本比率（国際統一基準行と国内基準行の加重平均ベース）をみると単体が10.99%であるのに対し、連結は10.69%に止まった。

損益の動向をみると、連結の経常損失は7.4兆円と単体の経常損失（7.2兆円）を0.2兆円上回り、連結の当期損失は5.4兆円と、単体の当期損失（4.5兆円）を0.9兆円上回った。経常損失、

当期損失とも連結が単体を上回っているが、これは子会社、関連会社で、本体にあわせ不良債権処理による赤字決算を行った先が多かったためである。

6. 収益力強化に向けた展望

(1) 収益性の評価

10年度には、金融再生法および早期健全化法など、金融システムの安定を目的とした一連の法律が定められ、実際、都銀、長信、信託等の15行に対し公的資本が増強された。こうした一連の措置や日本銀行による金融緩和策の効果も相俟って、わが国の金融システムは安定を取りつつある。

今後は、早期に公的なサポートから脱却するためにも、金融機関が自らの収益力向上を始めた自助努力により、十分な資本蓄積を行っていく必要がある。そこで、以下では、邦銀の収益力について、米銀との比較により、その特徴をみていくことにする。

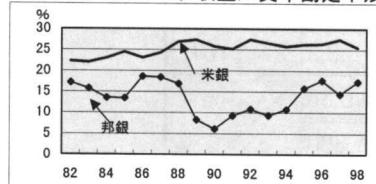
① R O A、R O E の水準 (図表17)

収益性の評価にあたっては、R O A、R O E (注31)

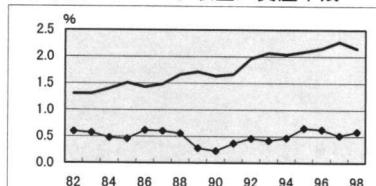
を分析するのが一般的である。まず、R O Aは邦銀の場合、バブル期の前後を通じ一貫して低

(図表17) 日米金融機関のROE分解

コア収益ROE=コア収益／資本勘定平残

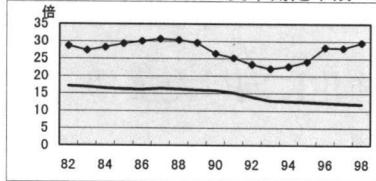


コア収益ROA=コア収益／資産平残 *

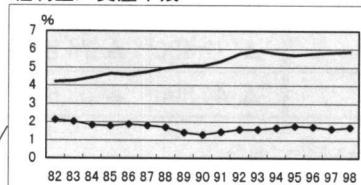


×

レバレッジ=資産平残／資本勘定平残



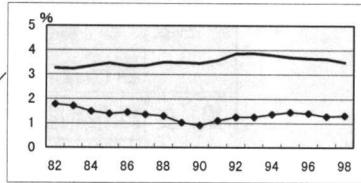
粗利益／資産平残



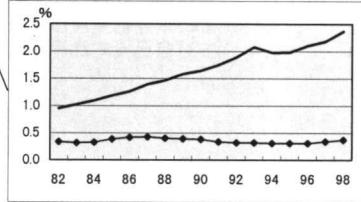
* コア収益ROA=コア収益／資産平残
=粗利益／資産平残 - 非金利支出／資産平残
=粗利益／資産平残 × (1 - 非金利支出／粗利益)

なお、コア収益力=粗利益 - 非金利支出
粗利益=金利収支 + 非金利收入

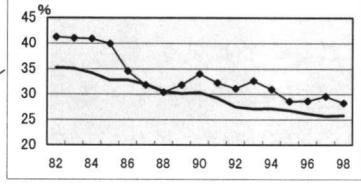
金利収支／資産平残



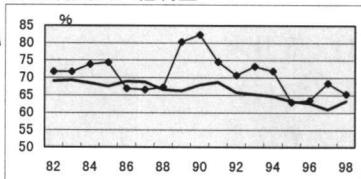
非金利収入／資産平残



労務コスト／粗利益 **



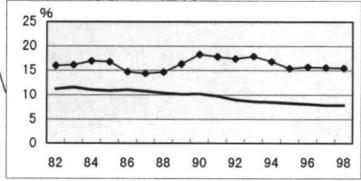
非金利支出／粗利益 **



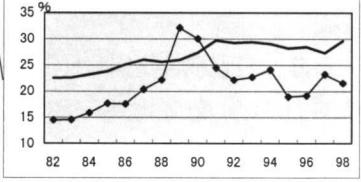
* * 非金利支出／粗利益およびこれを分解した3計表は比率が高いほど効率性が低いことを意味する。

なお、非金利支出=労務コスト+店舗関連費用
+その他非金利支出

店舗関連費用／粗利益 **



その他非金利支出／粗利益(OHR) **



【出典】

FDIC "Historical Statistics on Banking"
邦銀計数は日本銀行調べ。

(注31) R O A (Return on Assets) = Return (利益) / Assets (総資産)

R O E (Return on Equity) = Return (利益) / Equity (株主資本)

ここでは、邦銀と米銀と比較するにあたり、以下の定義による「コア収益」を利用しR O A、R O Eを算出している。

コア収益 = (日本) コア業務純益+臨時損益 (除く株式3勘定戻、貸出金償却等)

(米国) Pre-tax net operating income + Provisions for loans and lease losses and allocated transfer risk

水準で推移しているのに対し、米銀は不良債権処理を終えた90年代前半から大幅に伸ばしており、現状、米銀のROAは邦銀の4倍程度の水準となっている。

次に、ROEは、邦銀のレバレッジ比率が高いことから、ROAほどの大幅な乖離は生じておらず、その幅は縮小傾向にあるものの、米銀のROEは邦銀を一貫して上回っている。

② ROAの要因分解

ROAのR（利益）を粗利益（金利収支+非金利収入）と非金利支出（経費等）に分けてみると、総資産対比の粗利益は、米銀が一貫して上昇しているため、邦銀との乖離が拡大している。

イ. 粗利益

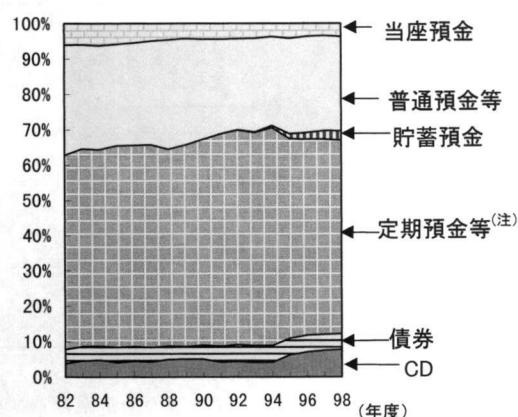
粗利益を金利収支と非金利収入に分けてみると、邦銀の金利収支は総資産対比でみて米銀よ

りも低水準で推移している。これは、（イ）米銀は無利息預金が預金全体の2割程度を占めるなど、調達コストが相対的に低いこと（図表18）、（ロ）邦銀は米銀と比較し貸出スプレッドが薄い（邦銀においてはリスクに見合った金利設定が必ずしもなされていないとみられる面があるほか、利鞘が厚い個人向け貸出の比率が米銀と比べ低い）ことが影響しているものとみられる。

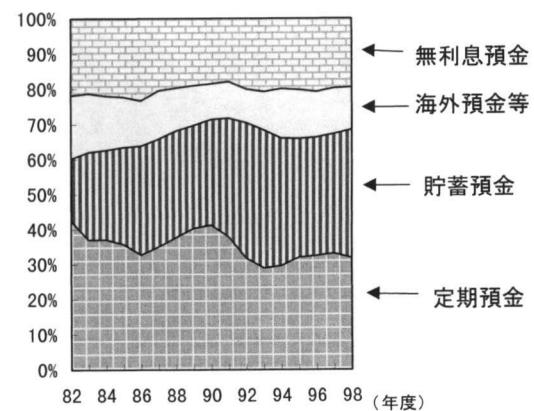
非金利収入をみると、邦銀の非金利収入の資産平残に対する比率は低水準でほぼ一定している一方、米銀は80～90年代を通じて邦銀よりも高水準で、ほぼ一貫して上昇をみている。この背景としては、米銀では（イ）口座維持手数料を徴収していること、（ロ）クレジットカード関係の手数料が大きな伸びを示していること、（ハ）投信、年金の取扱手数料が増加していること、（ニ）資産の流動化やM&A関連の手数料が伸びていること、などが挙げられる。

（図表18）日米の預金等の内容の相違

邦銀（全国銀行・銀行勘定）



米銀（預金保険対象行）



（注）定期預金等＝定期預金+定期積金+据置預金

口. 支出

非金利支出についてみると、邦銀と米銀のO H R（対粗利経費率）^(注32)は、総じて邦銀が米銀を上回っているものの、大きな乖離はない。これを、(イ) 労務コスト（人件費）、(ロ) 店舗関連費用、(ハ) その他非金利支出に分解してみると、(イ) 労務コストは米銀が邦銀を若干下回り、(ロ) 店舗関連費用は米銀が邦銀を大きく下回っている。一方、(ハ) その他非金利支出については、逆に米銀が邦銀を上回る水準にあり、これは、金融機関の買収関連費用や業務のアウトソーシングに伴う外注費等が嵩んでいることのほか、I T投資（情報関連投資）^(注33)を活発に行っていることを示すものとみられる。

（2）収益力の強化に向けて

前記のように、邦銀と米銀の間には大きなR O A格差が存在している。こうした相違の背景には、歴史的、制度的な要因があり、単純に収益性の優劣を論ずることはできない。ただ、米銀が、①綿密なマーケティングを行った上で、

顧客ニーズに見合ったサービスの提供を行うことを目指してきたこと、②各業務分野毎にリスクとリターンを適切に評価し、それに即して資本や労働といった経営資源を投入するよう努力してきたことなどにより、高水準のR O Aを実現してきた点は邦銀にとっても参考となろう。

こうした点を踏まえ、邦銀における今後の収益力向上のための方策を挙げるとすれば、①リスクに見合った貸出スプレッドの確保、②比較優位を有する分野への経営資源の投入、③新規の経営戦略の推進に向けたIT投資（情報関連投資）、④アウトソーシングやデリバリーチャネルの見直し等を活用した新たな収益源の確保や経費抑制、などが考えられる。

こうした業務展開の前提となるのは、言うまでもなくリスク管理の高度化である。リスク管理の高度化の推進は、意図せざる損失コストの抑制や高収益分野への円滑な参入を可能とするばかりでなく、リスク調整後でみた収益管理などを通じて経営資源の適正配分や、それに向けた体制の構築にも資すると考えられる。

(注32) O H R（Over Head Ratio）とは、経費を収益で除した率。ここでは、非金利支出を粗利益で除している。

(注33) I T（Information Technology）投資（情報関連投資）とはシステム投資を指すが、従来型の勘定系のシステムに止まらず、顧客情報や金融技術を蓄積し、新規の経営戦略の推進に資するための情報システムに向けた投資との意味合いで使われる。

BOX 1

不良債権処理の経緯

3年度から10年度までの不良債権処理損（一般貸倒引当金への繰入を含む）は累計で56.6兆円に上った。この間の不良債権処理の推移をみると、以下のように制度的枠組みの変化と密接に関連している。

① 4年度まで

無税処理が不良債権処理の中心であった。

② 5年度以降

大蔵省が、銀行局長通達（注1）の発出により、各金融機関から有税償却・引当の届出があった場合には原則否認を行わないことを確認したのを受け、不良債権の有税処理が進み、処理額が増加した。

③ 7年度

「特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法」により、特定住宅金融専門会社（いわゆる「住専」）向け債権に対する処理の枠組みが整う見込みとなったことから（同法の成立・施行は8／6月）、各行は住専向け債権等の処理を行い、不良債権処理額は第一のピークを迎えた。

④ 9年度

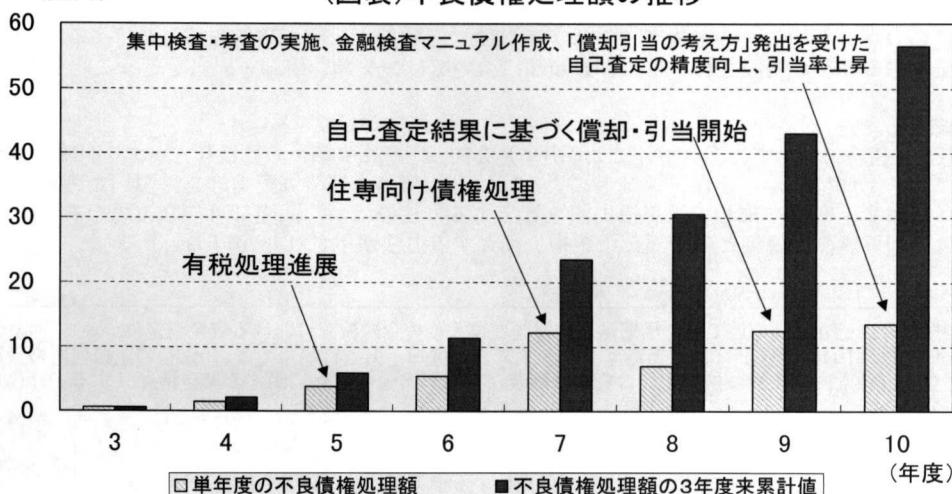
早期是正措置に関する検討会「中間とりまとめ」（8年12月26日）に基づき、9年度に自己査定結果に基づく償却・引当制度が導入されたことなどを受け、不良債権処理額は第二のピークを迎えた。

⑤ 10年度

いわゆる集中検査・考查の実施や、金融監督庁の金融検査マニュアルの作成等を受け、自己査定の精度向上が図られた。また、同マニュアルにおいて償却・引当額算出の考え方方が示されたことや、「償却引当の考え方」が発出されたこともあって、要管理先債権の担保未保全分等に対する一般貸倒引当金の引当率や、破綻懸念先のⅢ分類に対する個別貸倒引当金の引当率が大幅に上昇し、不良債権処理額は既往ピークを更新した。

(兆円)

(図表) 不良債権処理額の推移



(注1) 「金融機関の不良資産問題についての行政上の指針」について（6年2月8日、蔵銀212号）。

B O X 2

自己査定を踏まえた償却・引当

1. 債却・引当に関する新たな指針等の策定と公表

早期是正措置制度の下、金融機関は自己査定結果を踏まえて償却・引当を行うこととされている。償却・引当については、各金融機関が商法、企業会計原則等に準拠して適切な基準を定めるものであるが、最近において以下の3つの指針等が公表され、金融機関の償却・引当の考え方は従来（注2）に比べ、より明確にされた。なお、3つの指針等が定める償却・引当の考え方には大きな相違はない。

- ①金融監督庁金融検査マニュアル検討会「最終とりまとめ（注3）」（11年4月8日、以下、「金融検査マニュアル」という）
- ②日本公認会計士協会「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒債却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」の一部改正（注4）（11年4月30日、以下、改正後の実務指針を「監査実務指針」という）
- ③金融再生委員会等告示「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第3条第2項に基づき資産の査定等を行うための基本的な指針を定める件」の一部改正案（注5）（11年6月29日、以下、「再生委告示」という）

なお、金融再生委員会は、「資本増強に当たっての償却・引当についての考え方」（11年1月25日、以下「償却引当の考え方」）を公表し、破綻懸念先債権および要注意先債権（要管理先債権およびそれ以外の要注意先債権）に対する引当率の目安を示した。もっとも、「償却引当の考え方」は①公的資金による資本の増強を申請した金融機関のうち、②自己資本比率規制上の国際統一基準行のみを対象とするものである。

地域金融機関に関しては、金融再生委員会が11年6月10日に「地域金融機関の資本増強についての基本的考え方」を公表したが、この中では不良債権処理について「11／9月以降、今般改正された公認会計士協会の実務指針に従い必要にしてかつ十分な償却・引当が行われる」よう求めているのみであり、引当率の目安は示していない。

2. 新指針等に基づく償却・引当の基準

（1）破綻先・実質破綻先

従来の基準（自己査定ガイドライン）では、清算配当等、回収が見込まれる部分についてもⅢ分類とする余地があったため、Ⅲ・Ⅳ分類の一部が償却・引当の対象とならず期末に残存するケースがみられた。この点、新指針（金融検査マニュアル）では、破綻先・実質破綻先債権のうち、清算配当等はⅡ分類とすることが明記され、Ⅲ・Ⅳ分類額については、全額、償却・引当を行うこととされた。

（2）破綻懸念先

破綻懸念先債権については、新指針により引当必要額（予想損失額）の見積り方がより明確にされた。具体的には、①債権額から担保・保証等による回収可能額および清算配当等を差引いた差額（Ⅲ分類に相当）に倒産確率等を乗じて予想損失額を算出する方法のほか、②売却可能な市場を有する債権については売却可能額と簿価との差額を予想損失額とする方法が示された（注6）。

（注2）従来、自己査定については「早期是正措置制度導入後の金融検査における資産査定について」（9年3月5日蔵検第104号、以下「自己査定ガイドライン」）、償却・引当については、「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒債却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針（9年4月15日、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）」が示されていた。

（注3）11／7月以降に行われる決算処理に係る検査から適用。

（注4）11／4月以降開始する事業年度から適用（ただし、10年度決算から適用することも可能）。

（注5）再生委では、改正後の基準は11／4月以降開始する事業年度から適用することとしている。

（注6）監査実務指針においては、12年度以降、破綻懸念先および要注意先債権のうち将来キャッシュフローを合理的に見積もることができる債権については、割引現在価値法（将来キャッシュフローを当初の約定利子率で割引いた金額と簿価との差額について引当）を適用することとされた（11年4月以降開始する事業年度から適用することも可能）。

また、「償却引当の考え方」では、破綻懸念先債権のⅢ分類額については、70%を目安に引当てることが求められた。

(3) 要注意先

要注意先債権には債務者の財政状態および債務の履行状況の程度に幅があるため、上記指針等では、いざれも要注意先債権を信用リスクの程度に応じて区分し、当該区分毎に引当を行う方法を示している。従って、金融機関は要注意先債権を細分化し、それぞれについて異なった引当率を設定していくこととなる。

例えば、金融検査マニュアルでは、①要管理先債権（債権の全部または一部が要管理債権<3ヶ月以上延滞および貸出条件緩和債権>である債務者向け債権）と②その他の要注意先債権に区分した上で引当等を行なうことが例示されている。

また、「償却引当の考え方」では、要注意先の一部である要管理先債権のうち担保・保証等により保全されていない部分に対し15%を目安に引当すると同時に、要管理先債権を除いたその他の要注意先債権に対し、平均残存期間を勘案して算出された適正な貸倒実績率等により引当を行なうことが求められている。

こうした一連の指針で示された償却・引当の基準を整理すると、以下の（図表）のとおり。

（図表）債務者区別の償却・引当の考え方

債務者区分 ^{*1}	新たな指針（検査マニュアル・監査実務指針・再生委告示）による償却・引当の考え方 ^{*2}	（参考）「償却引当の考え方」
破綻先・ 実質破綻先 <破産更生債権及び これらに準ずる債権>	担保等により保全されていない部分（Ⅲ・Ⅳ分類額に相当）の全額を直接償却または個別引当。	—
破綻懸念先 <危険債権>	担保等により保全されていない部分（Ⅲ分類額に相当）のうち必要額を見積り、個別引当。必要額の見積り方法は以下のとおり。 ①今後の一定期間（3年間であれば妥当）の予想損失額 ^{*3} 。 ②売却市場を有する債権については債権額から売却可能額を減算した額。	Ⅲ分類の70%を目安
要注意先・ 正常先 要管理先 <要管理債権> ^{*1}	今後の一定期間の予想損失額 ^{*3} を見積り、引当。妥当とされる一定期間は以下のとおり。 平均残存期間 もしくは3年間	担保等により保全されていない部分の15%を目安。
要注意先 (要管理先を除く)	平均残存期間 もしくは1年間	平均残存期間を勘案して算出された適正な貸倒実績率等
正常先 <正常債権>	平均残存期間 もしくは1年間	—

*1 債務者区分は自己査定上の債務者区分、<>内は金融再生法に基づく資産査定区分。但し、<要管理債権>は「要管理先」の一部である（詳細はBOX3参照）。

*2 3つの指針等が定める償却・引当の考え方方に大きな差はないため、ここでは主として金融検査マニュアルに従って記述。

*3 予想損失額は、貸倒実績率または倒産確率の平均値（=損失率）に将来見込み等必要な修正を加えて予想損失率を求め、これを債権額に（破綻懸念先債権はⅢ分類額に）乗じて算出。

BOX 3

公表不良債権の概念の相違点

「再生法ベース開示債権」、破綻先債権および延滞債権の定義の変更が行われたリスク管理債権（以下、「新基準」）、従来基準でのリスク管理債権（以下、「旧基準」）の概念の相違は、図表のとおりである。

(図表1) 再生法ベース開示債権とリスク管理債権の相違点

	再生法ベース 開示債権	リスク管理債権 ^(注1)	
		「新基準」	「旧基準」
根拠法令等	金融再生法 7条	銀行法 21条、銀行法施行規則 19条の2 および 3、金融監督庁事務ガイドライン	
開示の開始時期	都長信…11/3月末 地銀・地銀Ⅱ …11/9月末 信金…12/3月末	11/3月末 (但し、一部行では 10/9月末に先行して 開示)	10/3月末 (不良債権の開示 は、5/3月末以降、現 在よりも狭い範囲で 開示が行われていた が、10/3月末にリスク 管理(破綻先、延滞、3 ヶ月以上延滞、貸出条 件緩和)になった)
連結ベースの開示 の有無	単体のみ	単体・連結 (連結は11/3月末より)	
対象資産の範囲	総与信 (貸出金 + その他の与信等)	貸出金のみ	
資産の判断基準	債務者毎 (債務者の財務状況に着目) ^(注2)	債権毎 (債務の履行 条件・状況に着目)	
未収利息の 収益計上基準	――	債務者基準 (自己査定上の債務 者区分で破綻懸念先 以下に分類される先 に対する貸出金はす べて未収利息を収益 不計上とする)	税法基準 (利払いが6ヶ月以 上延滞している場 合、未収利息を収益 不計上とする)

(注1) リスク管理債権の新基準と旧基準は任意に選択が可能。

(注2) 但し、再生法ベース開示債権の要管理債権および「新基準」の3ヶ月以

上延滞債権と貸出条件緩和債権は債権毎に判断される。

1. 対象資産の範囲

対象資産の範囲については、「リスク管理債権」は、貸出金のみを対象とするのに対し、「再生法ベース開示債権」は総与信（貸出金に加え、貸付有価証券、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返）を対象としており、「リスク管理債権」より「再生法ベース開示債権」の方が多額となる。

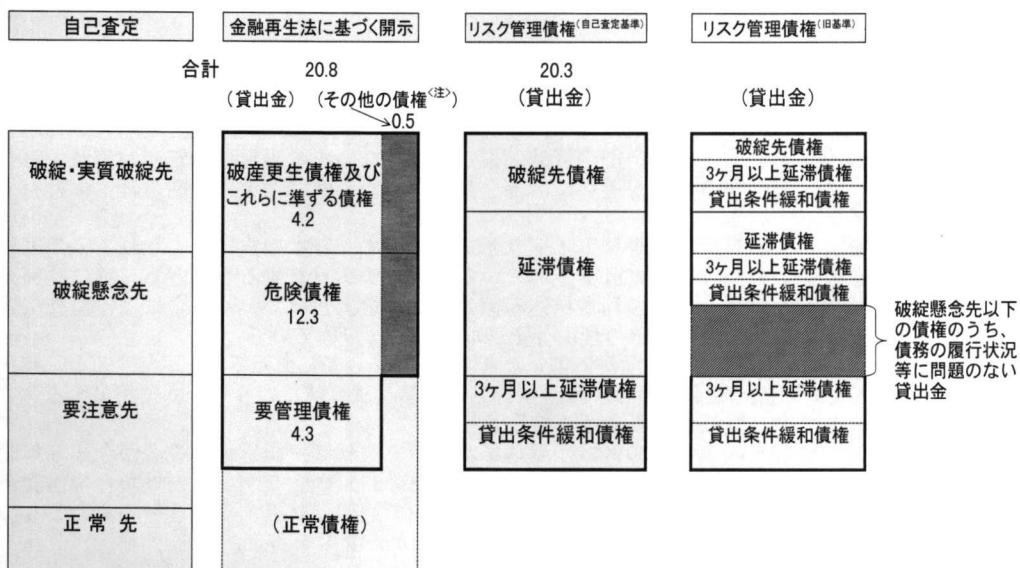
ただし、「再生法ベース開示債権」のうち、要管理債権については、貸出金のみを対象としている。従って、「再生法ベース開示債権」が「リスク管理債権」を上回るのは、破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権に含まれる「その他の与信等」の部分となる。都長信における11／3月末での、こうした対象資産の範囲の相違による差額は約0.5兆円である。

2. 資産の判断基準

「旧基準」は債権毎（債務の履行状況および履行条件に着目）に資産を判断するのに対し、「新基準」および「再生法ベースの開示債権」は原則、債務者毎（自己査定上の債務者区分に着目）に資産を判断する（注7）。

ただし、「新基準」の3ヶ月以上延滞債権と貸出条件緩和債権は、債権毎に判断されている。また、「再生法ベース開示債権」の要管理債権も債権毎に判断される（自己査定上要注意先となる債務者であっても、債務の履行状況等に問題のない貸出金は含めない）。この結果、「新基準」の3ヶ月以上延滞債権+貸出条件緩和債権は、再生法の要管理債権と一致する。

(図表2)公表不良債権の概念の相違点(金額は都長信17行計、兆円)



(注) その他債権は、貸付有価証券、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返。

(注7) 従来の全銀協統一開示基準では、リスク管理債権のうち「破綻先債権」および「延滞債権」を税法上の未収利息の収益不計上債権（利払いが6ヶ月以上延滞している貸出金）としてきたが、銀行法施行規則に基づきリスク管理債権の開示が求められることとなり、統一開示基準が廃止され（11／3月）、「破綻先債権」および「延滞債権」は、税法基準に拘束されず、各行が未収利息を収益に計上しないと判断した債権とされた。

こうした中、10年度末からは大手行の多くで、未収利息を収益不計上とする基準を自己査定上の債務者区分に一致させる（自己査定上の破綻先、実質破綻先、破綻懸念先向け債権を、未収利息の収益不計上債権とする）よう変更する動きがみられ、こうした先ではリスク管理債権のうち「破綻先債権」および「延滞債権」が、債務者毎に判断されるようになった。なお、地銀等では、「旧基準」のまま特に変更を行っていない先も多い。

B O X 4

税効果会計の現状

1. 税効果会計の内容

税効果会計とは、財務会計における収益または費用と、課税所得計算上の益金または損金の認識時期が相違することによって生じる法人税の実質的前払い、あるいは課税の繰延を財務諸表に反映させるための会計手法である。税務上の損金として認められない有税の貸倒引当金など（一時差異と呼ばれる）は、将来、税務上の損金として認定されれば、課税所得から減算され、税負担の軽減に寄与するため、こうした一時差異に実効税率を乗じた額が資産（繰延税金資産）に計上される。また、税務上の繰越欠損金についても、発生してから5年以内の課税所得の減額に利用することが可能であるため、これに係る繰延税金資産の計上が認められている。

2. 税効果会計の単体決算への導入

税効果会計は既にほとんどの欧米諸国で導入されている。わが国でも、従来から、連結財務諸表においては適用が可能であったが、企業会計審議会の「税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書」の公表（10／10月）を受け、10年度から個別財務諸表に税効果会計を適用することが認められた（注8）。

10年度においては、全銀（138行）（注9）のうち、地銀4行を除く134行で単体税効果会計を導入している。これらの先における繰延税金資産（単体）の計上額は8.9兆円に達しており、これは全銀の資本勘定の26.5%にあたる。また、繰延税金資産の資本勘定に対する比率を業態別にみると、都銀、長信、信託においては29.1%に達しているのに対し、地銀、地銀Ⅱにおいては21.0%となっている。

3. 繰延税金資産計上の適切性

繰延税金資産は、将来における税負担軽減の見込み額であることから、これを計上するには、一時差異の解消時点あるいは繰越欠損金の繰越可能期間内に、これらを上回る課税所得の発生が見込める必要がある。仮に、繰延税金資産の前提となる一時差異等が課税所得見込み額と比較し過大である場合、一時差異等の解消時点において、税負担額の軽減効果が得られないまま繰延税金資産が消滅するリスクが生じる。このため、繰延税金資産が適切に計上されているか否かは、金融機関の経営体力を把握する上で重要なポイントである。

こうした見地から、金融監督庁は、事務ガイドラインにおいて「資本勘定に算入される税効果相当額（＝繰延税金資産見合い額）は適正に計上されているか」をチェックするものとし、特に「例えば計上された税効果相当額が今後5年間の利益見込み額の合計額を上回っている場合には、監査法人と十分な協議が行われているかを含め、その理由等を聴取する」と定めている。

この基準に照らし、繰延税金資産の規模が何年分の課税所得見込み額にあたるかを試算すると、都銀、長信、信託が計上している繰延税金資産は、課税所得見込み額（試算値）の6年分弱に相当する一方、地銀、地銀Ⅱが計上している繰延税金資産は4年分強となっている。

合理的な想定に基づき将来の税負担の軽減が見込まれるのであれば、繰延税金資産が今後5年間の課税所得見込み額の合計額を上回っているとしても問題はない。しかしながら、内外からの信認を高めるためには、繰延税金資産は実現する可能性が高い範囲内で適切に計上するよう努めるとともに、その妥当性について十分な説明を行い、透明性を高めることが必要である。

（注8）11年度以降は、単体、連結の何れのベースについても税効果会計の導入が義務づけられる。

（注9）破綻認定を受けたうちの6行（日本長期信用銀行、日本債券信用銀行、国民銀行、東京相和銀行、幸福銀行、みどり銀行）を除く。以下、当ボックスにおける銀行数は、特記なき限り、破綻認定を受けた先を除いたベース。

(図表) 税効果相当額の規模

	繰延税金資産	資本勘定	繰延税金資産 の資本勘定に 対する比率	課税所得試算値* 対比でみた繰延 税金資産の規模
都長信	6.6兆円	22.8兆円	29.1%	6年分弱
地銀・地銀II	2.3兆円	10.8兆円	21.0%	4年分強
全銀	8.9兆円	33.7兆円	26.5%	5年分強

* 平成 6~10年度の業務純益の平均値に80%を乗じて課税所得を試算。なお、80%とは、経営健全化計画等から推測される今後の課税所得と過去の業務純益との関係から設定。

年数は繰延税金資産を実効税率で割戻した額を課税所得試算値で除して算出。

B O X 5

連結財務諸表における子会社および関連会社の範囲の拡大

10年度決算から連結財務諸表に係る基準が見直され、子会社、関連会社の範囲が、従来の議決権の所有割合のみによる基準から、いわゆる支配力・影響力基準に変更された。

1. 連結財務諸表における子会社および関連会社の範囲の拡大

従来の連結財務諸表においては子会社および関連会社の範囲を議決権の所有割合によって決定していた。しかし、企業会計審議会より「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」(9/6月)が公表されたことにより、議決権の所有割合以外の要素を加え、他の会社等の財務および営業または事業の方針を決定する機関を支配しているか(支配力基準)、あるいは当該他の会社の財務等に重要な影響を与えることができるか(影響力基準)を基準に子会社および関連会社の範囲を決定することとなった。

(図表1) 子会社および関連会社の範囲の拡大

	旧基準	新基準
子会社	親会社による議決権の所有割合が50%超となる会社(親会社および子会社又は子会社による議決権の所有割合が50%超となる場合を含む)。	下記のいずれかの条件を満たす会社等(なお、下記「親会社」を親会社および子会社又は子会社に入れ替えた場合に条件を満たす会社等を含む)。 ①親会社による議決権の所有割合が50%超となる会社等。 ②親会社による議決権の所有割合が40%以上50%以下で、一定の条件(取締役会等の意思決定機関の過半数を親会社の出身者が占めているなど)を満たしている会社等。 ③親会社による議決権の所有割合と、親会社と緊密な関係がある者および同意している者 ^(注) による議決権の所有割合を合わせると50%超で、一定の条件(②と同様)を満たしている会社等。
関連会社	親会社(子会社を有する場合は、当該子会社を含む)による議決権の所有割合が20%以上50%以下となる会社。	下記のいずれかの条件を満たす子会社以外の会社等。 ①親会社(子会社を有する場合は、当該子会社を含む。以下同様)による議決権の所有割合が20%以上となる会社等。 ②親会社による議決権の所有割合が15%以上20%未満で、一定の条件(親会社の出身者が取締役に就任しているなど)を満たしている会社等。 ③親会社による議決権の所有割合と、親会社と緊密な関係がある者および同意している者 ^(注) による議決権の所有割合を合わせると20%以上で、一定の条件(②と同様)を満たしている会社等。

(注) 緊密な関係がある者

自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより、自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者。

同意している者

自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者。

2. 連結対象子会社、持分法適用会社数の増加

今回の子会社および関連会社の範囲の見直しにより全国銀行の連結対象子会社、持分法適用会社（非連結子会社（注10）および関連会社の一部）は1,962社となり、旧基準対比で大幅な増加となった（新規先1,401社）。

(図表2) 連結対象子会社、持分法適用会社数

	全国銀行（注）	うち都銀、長信、信託		うち新規	
		うち新規			
		うち新規	うち新規		
連結対象子会社	1, 654	1, 131	900	387	
持分法適用会社	308	270	216	178	
合計	1, 962	1, 401	1, 116	565	

- (注) 1. 親銀行となっている全国銀行を集計。
 2. 10年度決算より連結財務諸表を作成する銀行における連結対象子会社、持分法適用会社は全て新規先とした。

(注10) 非連結子会社（子会社の基準は満たすが、重要性の観点などから連結対象から除かれる会社）に対する投資は、その損益等からみて持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えない場合を除いて、持分法により計算した価額をもって連結貸借対照表に計上しなければならない。

付: 個別財務諸表関連計数(損益計算書、貸借対照表)

(損益計算書)

[全国銀行]^{1, 2}

単位: 億円

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
経常収益	522,404	617,396	581,089	457,983	414,180
業務収益	488,235	591,316	555,979	449,018	391,539
資金運用収益	447,082	549,062	521,473	411,751	348,387
役務取引等収益	23,238	22,017	20,285	20,804	21,888
特定取引収益 ³					
その他業務収益	17,914	20,236	14,220	16,463	21,263
臨時収益	34,169	26,079	25,109	8,963	22,640
経常費用	483,159	585,936	554,605	436,525	399,603
業務費用	458,614	567,523	524,293	407,714	352,230
資金調達費用 ⁴	376,867	482,121	438,749	320,500	261,069
(金銭の信託運用見合費用)	2,766	3,950	3,257	2,241	1,914
役務取引等費用	5,237	5,612	5,679	5,678	5,785
特定取引費用 ³					
その他業務費用	13,395	13,072	9,827	9,717	13,559
一般貸倒引当金純繰入	1,397	570	389	231	-62
債券費	377	264	212	181	156
経費	61,341	65,882	69,435	71,405	71,720
臨時費用	24,544	18,413	30,311	28,811	47,372
経常利益	39,245	31,458	26,483	21,457	14,577
業務純益	32,390	27,743	34,943	43,545	41,223
業務粗利益	95,505	94,460	104,979	115,363	113,038
資金利益	72,981	70,891	85,981	93,492	89,232
役務取引等利益	18,001	16,404	14,605	15,125	16,102
特定取引利益 ³					
その他業務利益	4,519	7,164	4,392	6,745	7,703
特別利益	3,772	2,276	3,416	2,277	1,933
特別損失	3,964	2,353	3,193	2,666	2,246
税金等調整前当期利益	39,054	31,381	26,706	21,067	14,264
法人税、住民税、事業税 ⁵	18,809	14,590	13,952	12,345	6,731
法人税等調整額 ⁶					
当期利益	20,244	16,791	12,754	8,722	7,532

(信託勘定にかかる調整後⁷のベース)

資金利益	77,814	74,804	89,561	98,471	95,158
役務取引等利益	13,167	12,492	11,025	10,146	10,176

1. 計数は平成10年度末時点での経営が破綻していない全国銀行を対象としている。「全国銀行」、「都銀・長信・信託」および「地銀・地銀Ⅱ」の定義は、本文注1と同じ。なお、被合併行の計数は合併時から遡及して合併行の計数に単純合算している。

2. 計数は単体財務諸表ベースで、特に断りのない限り銀行勘定ベース。

(損益計算書)

[全国銀行]

単位:億円

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
経常収益	405,045	422,655	385,629	348,928	303,958
業務収益	365,879	383,191	348,320	302,117	277,595
資金運用収益	327,506	331,753	294,905	251,760	218,541
役務取引等収益	22,723	23,766	31,467	25,662	23,112
特定取引収益 ³				2,249	2,351
その他業務収益	15,649	27,671	21,947	22,443	33,588
臨時収益	39,165	39,463	37,309	46,811	26,363
経常費用	395,233	447,100	380,587	395,504	376,320
業務費用	325,192	322,290	290,260	251,928	240,219
資金調達費用 ⁴	234,953	228,073	193,126	156,026	122,329
(金銭の信託運用見合費用)	1,770	1,455	1,174	833	628
役務取引等費用	5,760	5,812	5,870	6,017	6,151
特定取引費用 ³				285	82
その他業務費用	11,886	15,279	15,552	13,373	22,454
一般貸倒引当金純繰入	396	581	691	1,057	16,066
債券費	121	86	121	88	69
経費	72,074	72,456	74,898	75,080	73,065
臨時費用	70,040	124,809	90,327	143,576	136,101
経常利益	9,811	-24,446	5,041	-46,576	-72,362
業務純益	42,457	62,356	59,234	51,022	38,004
業務粗利益	115,049	135,480	134,945	127,247	127,205
資金利益	94,323	105,135	102,952	96,567	96,840
役務取引等利益	16,963	17,953	25,596	19,645	16,961
特定取引利益 ³				1,964	2,269
その他業務利益	3,762	12,392	6,395	9,070	11,134
特別利益	1,630	4,889	3,455	12,794	7,761
特別損失	3,376	6,109	3,450	3,687	7,494
税金等調整前当期利益	8,066	-25,666	5,047	-37,470	-72,095
法人税、住民税、事業税 ⁵	6,299	11,151	2,315	5,462	6,154
法人税等調整額 ⁶					-33,495
当期利益	1,767	-36,818	2,732	-42,933	-44,754

(信託勘定にかかる調整後⁷のベース)

資金利益	103,245	113,505	111,373	103,760	102,522
役務取引等利益	8,041	9,583	17,176	12,452	11,279

3. 「特定取引収益」、「特定取引費用」、「特定取引利益」(特定取引収益 - 特定取引費用)は平成9年度より新設。
4. 「資金調達費用」は、資金調達にかかる支出合計から金銭の信託運用見合費用を控除しないベースで記載。
5. 平成9年度以前は、「事業税」は臨時費用として計上されていたため、当該計数には含まれていない。
6. 「法人税等調整額」は、平成10年度より税効果会計の導入に伴い新設。
7. 信託勘定に含まれる貸付信託、指定金銭信託合同運用分(元本補填契約付き)の2勘定にかかる資金運用収支は、上の計表では役務取引等利益に含まれる(損益計算書と同様の取扱い)が、当計表では役務取引等利益から控除し資金利益に含めるとの調整を実施。

(損益計算書)

[都銀・長信・信託]^{1, 2}

単位: 億円

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
経常収益	398,001	454,430	415,027	321,607	295,582
業務収益	370,123	434,973	394,412	314,619	276,037
資金運用収益	335,889	399,676	366,901	285,248	241,648
役務取引等収益	19,736	18,308	16,190	16,425	17,109
特定取引収益 ³					
その他業務収益	14,498	16,989	11,321	12,947	17,280
臨時収益	27,878	19,457	20,615	6,988	19,545
経常費用	369,162	433,175	397,295	309,556	288,296
業務費用	350,869	419,922	374,093	286,675	248,660
資金調達費用 ⁴	301,988	368,924	324,125	236,727	195,529
(金銭の信託運用見合費用)	1,813	2,705	2,334	1,690	1,513
役務取引等費用	3,588	3,756	3,710	3,568	3,568
特定取引費用 ³					
その他業務費用	9,942	9,990	7,251	6,949	10,644
一般貸倒引当金純繰入	1,146	449	262	131	-88
債券費	377	264	212	181	156
経費	33,827	36,540	38,534	39,118	38,852
臨時費用	18,293	13,253	23,202	22,881	39,636
経常利益	28,839	21,255	17,732	12,051	7,286
業務純益	21,069	17,756	22,653	29,634	28,890
業務粗利益	56,420	55,009	61,661	69,065	67,810
資金利益	35,714	33,457	45,111	50,210	47,632
役務取引等利益	16,148	14,552	12,480	12,857	13,541
特定取引利益 ³					
その他業務利益	4,556	6,999	4,070	5,998	6,636
特別利益	3,298	1,866	2,549	1,535	973
特別損失	3,541	1,939	2,497	1,838	1,103
税金等調整前当期利益	28,596	21,181	17,785	11,748	7,156
法人税、住民税、事業税 ⁵	14,026	9,659	9,464	7,162	3,110
法人税等調整額 ⁶					
当期利益	14,570	11,522	8,321	4,586	4,046

1. 計数は平成10年度末時点での経営が破綻していない全国銀行を対象としている。「全国銀行」、「都銀・長信・信託」および「地銀・地銀Ⅱ」の定義は、本文注1と同じ。なお、被合併行の計数は合併時から遡及して合併行の計数に単純合算している。

2. 計数は単体財務諸表ベースで、特に断りのない限り銀行勘定ベース。

(損益計算書)

[都銀・長信・信託]

単位:億円

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
経常収益	295,207	315,211	294,369	258,937	221,667
業務収益	259,362	284,806	262,438	219,103	200,254
資金運用収益	228,556	243,994	219,372	180,489	153,554
役務取引等収益	17,653	18,408	25,974	20,061	17,389
特定取引収益 ³				2,208	2,304
その他業務収益	13,153	22,404	17,092	16,344	27,006
臨時収益	35,845	30,405	31,931	39,834	21,413
経常費用	293,325	343,621	292,676	301,439	281,570
業務費用	234,853	242,640	222,045	187,083	175,298
資金調達費用 ⁴	183,206	187,594	165,488	132,305	104,422
(金銭の信託運用見合費用)	1,471	1,242	1,032	727	552
役務取引等費用	3,556	3,572	3,612	3,756	3,875
特定取引費用 ³				280	72
その他業務費用	8,955	12,269	12,257	9,304	17,729
一般貸倒引当金純繰入	322	500	688	1,294	10,349
債券費	121	86	121	88	69
経費	38,692	38,618	39,878	40,056	38,782
臨時費用	58,472	100,980	70,631	114,356	106,272
経常利益	1,883	-28,410	1,693	-42,502	-59,903
業務純益	25,981	43,407	41,425	32,747	25,507
業務粗利益	65,116	82,612	82,113	74,184	74,707
資金利益	46,821	57,641	54,916	48,911	49,684
役務取引等利益	14,097	14,836	22,362	16,305	13,513
特定取引利益 ³				1,928	2,232
その他業務利益	4,198	10,134	4,834	7,040	9,276
特別利益	1,201	3,820	2,342	10,281	6,938
特別損失	2,774	3,260	2,151	2,354	5,601
税金等調整前当期利益	309	-27,850	1,884	-34,575	-58,566
法人税、住民税、事業税 ⁵	1,897	4,317	754	1,577	1,906
法人税等調整額 ⁶					-24,546
当期利益	-1,588	-32,167	1,130	-36,151	-35,926

3. 「特定取引収益」、「特定取引費用」、「特定取引利益」(特定取引収益 - 特定取引費用)は平成9年度より新設。

4. 「資金調達費用」は、資金調達にかかる支出合計から金銭の信託運用見合費用を控除しないベースで記載。

5. 平成9年度以前は、「事業税」は臨時費用として計上されていたため、当該計数には含まれていない。

6. 「法人税等調整額」は、平成10年度より税効果会計の導入に伴い新設。

(損益計算書)

[地銀・地銀Ⅱ]^{1, 2}

単位:億円

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
経常収益	124,403	162,966	166,062	136,375	118,598
業務収益	118,111	156,343	161,567	134,399	115,502
資金運用収益	111,192	149,386	154,572	126,503	106,739
役務取引等収益	3,502	3,709	4,095	4,379	4,779
特定取引収益 ³					
その他業務収益	3,416	3,247	2,899	3,516	3,983
臨時収益	6,291	6,622	4,494	1,976	3,095
経常費用	113,997	152,761	157,310	126,969	111,306
業務費用	107,746	147,601	150,200	121,039	103,570
資金調達費用 ⁴	74,879	113,197	114,625	83,773	65,541
(金銭の信託運用見合費用)	952	1,245	923	551	401
役務取引等費用	1,649	1,856	1,969	2,110	2,218
特定取引費用 ³					
その他業務費用	3,453	3,082	2,576	2,768	2,915
一般貸倒引当金純繰入	251	121	127	100	26
債券費	0	0	0	0	0
経費	27,513	29,342	30,901	32,287	32,869
臨時費用	6,251	5,160	7,109	5,929	7,735
経常利益	10,405	10,204	8,751	9,406	7,291
業務純益	11,320	9,987	12,289	13,911	12,333
業務粗利益	39,085	39,451	43,318	46,298	45,228
資金利益	37,266	37,434	40,870	43,281	41,600
役務取引等利益	1,853	1,852	2,125	2,269	2,561
特定取引利益 ³					
その他業務利益	-37	165	322	748	1,067
特別利益	475	410	866	741	960
特別損失	423	414	696	828	1,143
税金等調整前当期利益	10,457	10,200	8,921	9,319	7,108
法人税、住民税、事業税 ⁵	4,784	4,931	4,488	5,183	3,621
法人税等調整額 ⁶					
当期利益	5,674	5,268	4,433	4,136	3,487

1. 計数は平成10年度末時点での経営が破綻していない全国銀行を対象としている。「全国銀行」、「都銀・長信・信託」および「地銀・地銀Ⅱ」の定義は、本文注1と同じ。なお、被合併行の計数は合併時から遡及して合併行の計数に単純合算している。

2. 計数は単体財務諸表ベースで、特に断りのない限り銀行勘定ベース。

(損益計算書)

[地銀・地銀Ⅱ]

単位:億円

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
経常収益	109,838	107,445	91,261	89,992	82,291
業務収益	106,517	98,386	85,882	83,014	77,341
資金運用収益	98,951	87,759	75,532	71,271	64,987
役務取引等収益	5,070	5,357	5,493	5,601	5,724
特定取引収益 ³				41	47
その他業務収益	2,495	5,268	4,855	6,099	6,582
臨時収益	3,320	9,059	5,378	6,977	4,949
経常費用	101,908	103,479	87,912	94,065	94,749
業務費用	90,339	79,650	68,214	64,845	64,920
資金調達費用 ⁴	51,747	40,478	27,637	23,721	17,908
(金銭の信託運用見合費用)	299	213	141	107	76
役務取引等費用	2,203	2,240	2,258	2,261	2,276
特定取引費用 ³				5	10
その他業務費用	2,931	3,010	3,294	4,069	4,724
一般貸倒引当金純繰入	74	81	3	-237	5,717
債券費	0	0	0	0	0
経費	33,382	33,838	35,020	35,024	34,283
臨時費用	11,569	23,829	19,697	29,220	29,829
経常利益	7,929	3,965	3,349	-4,074	-12,459
業務純益	16,476	18,949	17,809	18,276	12,497
業務粗利益	49,933	52,869	52,832	53,063	52,498
資金利益	47,503	47,494	48,036	47,656	47,155
役務取引等利益	2,866	3,117	3,234	3,340	3,448
特定取引利益 ³				36	37
その他業務利益	-436	2,257	1,561	2,030	1,858
特別利益	430	1,069	1,113	2,513	823
特別損失	601	2,850	1,299	1,334	1,893
税金等調整前当期利益	7,757	2,184	3,163	-2,895	-13,529
法人税、住民税、事業税 ⁵	4,401	6,834	1,561	3,886	4,248
法人税等調整額 ⁶					-8,949
当期利益	3,355	-4,650	1,602	-6,781	-8,828

3.「特定取引収益」、「特定取引費用」、「特定取引利益」(特定取引収益-特定取引費用)は平成9年度より新設。

4.「資金調達費用」は、資金調達にかかる支出合計から金銭の信託運用見合費用を控除しないベースで記載。

5.平成9年度以前は、「事業税」は臨時費用として計上されていたため、当該計数には含まれていない。

6.「法人税等調整額」は、平成10年度より税効果会計の導入に伴い新設。

(資産勘定<末残>)

[全国銀行]^{1, 2}

単位: 億円

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
貸出金	4,517,018	4,750,630	4,885,089	4,944,291	4,915,492
貸付金	4,243,269	4,478,497	4,641,169	4,725,852	4,723,449
金融機関貸付	7,377	7,928	6,793	6,612	5,304
割引手形	273,749	272,132	243,919	218,438	192,042
商品有価証券	27,123	29,524	26,018	33,658	33,648
金銭の信託	63,623	51,615	44,149	45,154	46,378
有価証券	1,199,082	1,204,941	1,158,795	1,128,861	1,129,412
国債	289,337	281,018	245,696	242,821	243,243
地方債	65,562	66,233	66,970	70,820	75,324
社債	217,298	228,205	243,311	245,131	240,824
株式	279,634	315,355	330,449	331,452	347,962
貸付有価証券	16,577	9,359	5,579	4,728	4,525
コールローン	257,461	180,058	170,858	160,355	130,200
買入手形	15,423	11,156	4,935	3,098	1,185
買入金銭債権	31,389	11,231	8,130	7,592	10,568
現金預け金	1,485,948	1,203,060	1,014,310	842,319	889,350
現金	307,110	317,966	248,157	189,407	183,398
うち小切手・手形	281,703	291,647	217,767	160,418	152,888
譲渡性預け金	36,454	31,660	24,357	22,028	26,149
外国為替	118,200	92,148	79,163	66,619	58,763
資金運用勘定計	7,298,211	7,111,857	7,063,161	6,966,229	6,955,535
動産不動産	47,974	54,430	60,301	63,713	63,705
繰延税金資産 ⁸					
支払承諾見返	575,516	576,877	532,666	442,754	385,500
資産合計	8,696,286	8,534,677	8,389,839	7,866,514	7,785,622
資金運用勘定平残(銀信合算) ⁹	6,932,309	7,494,807	7,504,737	7,376,851	7,248,135

1. 計数は平成10年度末時点で経営が破綻していない全国銀行を対象としている。「全国銀行」、「都銀・長信・信託」および「地銀・地銀Ⅱ」の定義は、本文注1と同じ。なお、被合併行の計数は合併時から遡及して合併行の計数に単純合算している。

2. 計数は単体財務諸表ベースで、特に断りのない限り銀行勘定ベース。

(資産勘定<末残>)

[全国銀行]

単位:億円

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
貸出金	4,916,015	5,105,458	5,204,656	5,077,680	4,888,048
貸付金	4,731,027	4,917,311	5,043,591	4,928,955	4,776,120
金融機関貸付	4,791	6,310	13,118	19,056	21,258
割引手形	184,987	188,147	161,064	148,723	111,928
商品有価証券	29,310	16,070	15,216	13,662	13,625
金銭の信託	50,540	51,225	53,087	45,063	32,548
有価証券	1,166,939	1,194,283	1,214,051	1,236,452	1,218,007
国債	254,771	248,151	255,159	309,262	315,010
地方債	85,276	94,123	96,025	92,860	95,501
社債	223,056	208,367	182,907	169,633	177,636
株式	380,960	413,083	420,774	429,573	426,881
貸付有価証券	3,327	3,061	702	703	1,577
コールローン	132,295	106,035	95,434	132,413	107,432
買入手形	3,615	11,270	17,455	62,255	49,805
買入金銭債権	13,378	9,429	11,063	10,051	17,897
現金預け金	807,971	698,742	600,438	474,891	312,734
現金	153,309	134,616	124,577	107,391	99,307
うち小切手・手形	123,863	107,167	88,950	71,142	61,689
譲渡性預け金	22,602	26,728	34,571	18,123	16,451
外国為替	54,275	55,874	57,236	53,046	40,171
資金運用勘定計	6,934,121	7,029,876	7,072,259	6,909,657	6,501,365
動産不動産	62,943	63,327	62,672	102,080	97,548
繰延税金資産 ⁸					89,219
支払承諾見返	362,164	383,862	420,096	408,654	361,210
資産合計	7,723,226	7,825,871	7,947,001	7,994,749	7,579,036
資金運用勘定平残(銀信合算) ⁹	7,227,403	7,439,891	7,428,226	7,438,125	7,007,037

8.「繰延税金資産」は平成10年度より個別財務諸表への税効果会計の適用開始に伴い新設。

9.「資金運用勘定平残(銀信合算)」とは、銀行勘定の資金運用勘定平残の計数に貸付信託、指定金銭信託合同運用分(元本補填契約付き)の2勘定にかかる資金運用額を加算(但し、信託勘定の銀行勘定向け貸出<銀行勘定貸>は除く)。

(資産勘定<末残>)

[都銀・長信・信託]^{1, 2}

単位: 億円

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
貸出金	3,025,497	3,173,277	3,241,563	3,251,772	3,199,601
貸付金	2,879,352	3,033,011	3,116,851	3,142,168	3,105,989
金融機関貸付	5,579	7,478	6,653	6,313	5,012
割引手形	146,144	140,266	124,712	109,603	93,612
商品有価証券	15,853	18,953	15,041	26,320	26,648
金銭の信託	39,337	33,909	29,347	32,305	33,371
有価証券	780,891	755,226	726,407	707,176	707,054
国債	160,276	140,628	120,791	120,442	124,305
地方債	28,507	28,548	30,446	35,752	33,058
社債	106,802	107,407	121,809	120,574	114,665
株式	233,247	263,567	277,232	277,737	292,086
貸付有価証券	11,401	6,914	3,519	3,774	3,720
コールローン	155,225	91,205	72,359	61,800	40,425
買入手形	3,644	250	320	185	10
買入金銭債権	19,662	6,621	5,710	4,728	6,723
現金預け金	1,308,522	1,059,651	869,916	696,489	725,564
現金	239,923	249,908	186,571	135,127	132,452
うち小切手・手形	231,073	241,151	177,048	126,004	122,414
譲渡性預け金	24,081	23,448	15,304	14,307	16,882
外国為替	113,695	87,616	75,026	62,912	55,542
資金運用勘定計	5,149,654	4,901,740	4,797,414	4,657,230	4,610,521
動産不動産	26,664	30,762	33,697	35,478	35,062
繰延税金資産 ⁸					
支払承諾見返	520,826	519,064	472,173	380,533	320,935
資産合計	6,280,646	6,057,251	5,839,106	5,372,424	5,257,984

1. 計数は平成10年度末時点で経営が破綻していない全国銀行を対象としている。「全国銀行」、「都銀・長信・信託」および「地銀・地銀Ⅱ」の定義は、本文注1と同じ。なお、被合併行の計数は合併時から遡及して合併行の計数に単純合算している。

2. 計数は単体財務諸表ベースで、特に断りのない限り銀行勘定ベース。

(資産勘定<末残>)

[都銀・長信・信託]

単位:億円

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
貸出金	3,170,306	3,297,146	3,385,791	3,243,508	3,036,704
貸付金	3,081,760	3,207,511	3,310,591	3,175,305	2,988,683
金融機関貸付	4,494	6,264	13,094	18,871	20,950
割引手形	88,545	89,635	75,200	68,203	48,021
商品有価証券	22,517	12,100	10,496	11,543	10,299
金銭の信託	37,434	36,507	37,955	31,371	21,716
有価証券	739,318	749,554	758,056	810,355	780,638
国債	134,257	128,250	130,330	186,156	179,384
地方債	37,316	39,529	37,068	34,290	27,247
社債	99,463	88,307	68,774	58,076	59,156
株式	323,218	348,754	356,527	366,331	365,438
貸付有価証券	2,990	2,830	507	380	1,052
コールローン	43,785	39,201	35,262	62,635	37,647
買入手形	1,834	6,797	11,863	41,686	36,184
買入金銭債権	9,097	4,990	4,598	4,721	7,989
現金預け金	651,175	555,967	478,086	374,268	219,477
現金	106,441	95,455	82,618	67,481	62,552
うち小切手・手形	96,445	86,313	71,356	55,813	49,874
譲渡性預け金	13,789	17,969	25,192	10,293	9,965
外国為替	51,400	52,818	53,858	50,339	38,046
資金運用勘定計	4,555,770	4,599,796	4,649,312	4,500,895	4,075,117
動産不動産	34,155	34,118	33,415	61,829	56,186
繰延税金資産 ⁸					66,482
支払承諾見返	296,874	321,129	355,228	344,663	300,251
資産合計	5,166,220	5,226,418	5,346,079	5,398,407	4,942,934

8.「繰延税金資産」は平成10年度より個別財務諸表への税効果会計の適用開始に伴い新設。

(資産勘定<末残>)

[地銀・地銀Ⅱ]^{1, 2}

単位:億円

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
貸出金	1,491,521	1,577,353	1,643,526	1,692,519	1,715,891
貸付金	1,363,916	1,445,486	1,524,318	1,583,684	1,617,460
金融機関貸付	1,798	450	140	299	292
割引手形	127,604	131,866	119,207	108,834	98,430
商品有価証券	11,270	10,571	10,977	7,338	7,000
金銭の信託	24,286	17,707	14,802	12,849	13,007
有価証券	418,191	449,715	432,388	421,685	422,358
国債	129,062	140,390	124,905	122,379	118,938
地方債	37,055	37,685	36,524	35,067	42,266
社債	110,496	120,798	121,502	124,557	126,159
株式	46,387	51,788	53,217	53,715	55,876
貸付有価証券	5,176	2,445	2,059	954	806
コールローン	102,236	88,853	98,500	98,555	89,775
買入手形	11,779	10,906	4,615	2,913	1,175
買入金銭債権	11,727	4,610	2,420	2,864	3,846
現金預け金	177,426	143,409	144,394	145,829	163,786
現金	67,187	68,058	61,587	54,281	50,946
うち小切手・手形	50,631	50,496	40,719	34,414	30,473
譲渡性預け金	12,373	8,212	9,053	7,721	9,267
外国為替	4,505	4,532	4,137	3,707	3,222
資金運用勘定計	2,148,557	2,210,117	2,265,748	2,308,999	2,345,014
動産不動産	21,311	23,667	26,604	28,235	28,643
繰延税金資産 ⁸					
支払承諾見返	54,691	57,813	60,494	62,221	64,565
資産合計	2,415,640	2,477,425	2,550,733	2,494,089	2,527,638

1. 計数は平成10年度末時点で経営が破綻していない全国銀行を対象としている。「全国銀行」、「都銀・長信・信託」および「地銀・地銀Ⅱ」の定義は、本文注1と同じ。なお、被合併行の計数は合併時から遡及して合併行の計数に単純合算している。

2. 計数は単体財務諸表ベースで、特に断りのない限り銀行勘定ベース。

(資産勘定<末残>)

[地銀・地銀Ⅱ]

単位:億円

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
貸出金	1,745,709	1,808,312	1,818,865	1,834,172	1,851,345
貸付金	1,649,267	1,709,799	1,733,000	1,753,651	1,787,437
金融機関貸付	296	46	24	185	308
割引手形	96,442	98,512	85,864	80,520	63,907
商品有価証券	6,792	3,970	4,720	2,119	3,325
金銭の信託	13,106	14,718	15,132	13,692	10,832
有価証券	427,620	444,729	455,995	426,097	437,369
国債	120,514	119,901	124,828	123,106	135,626
地方債	47,960	54,594	58,957	58,570	68,254
社債	123,593	120,060	114,133	111,557	118,480
株式	57,742	64,329	64,247	63,242	61,443
貸付有価証券	338	230	195	323	525
コールローン	88,510	66,833	60,172	69,778	69,786
買入手形	1,781	4,473	5,592	20,569	13,621
買入金銭債権	4,281	4,439	6,466	5,330	9,909
現金預け金	156,795	142,775	122,352	100,623	93,256
現金	46,868	39,161	41,959	39,910	36,755
うち小切手・手形	27,418	20,854	17,594	15,329	11,815
譲渡性預け金	8,814	8,760	9,380	7,830	6,486
外国為替	2,875	3,056	3,378	2,707	2,125
資金運用勘定計	2,378,351	2,430,080	2,422,947	2,408,762	2,426,248
動産不動産	28,788	29,209	29,257	40,251	41,362
繰延税金資産 ⁸					22,737
支払承諾見返	65,290	62,733	64,868	63,991	60,959
資産合計	2,557,006	2,599,452	2,600,922	2,596,342	2,636,102

8. 「繰延税金資産」は平成10年度より個別財務諸表への税効果会計の適用開始に伴い新設。

(負債・資本勘定<末残>)

[全国銀行]^{1, 2}

単位: 億円

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
預金	5,893,827	5,752,176	5,533,116	5,249,354	5,246,811
当座預金	271,947	277,701	266,084	249,006	240,973
普通預金	616,022	612,448	620,031	629,702	664,138
貯蓄預金				6,826	10,500
通知預金	418,106	368,299	329,693	288,941	294,045
定期預金	3,646,008	3,650,708	3,611,122	3,475,605	3,438,707
譲渡性預金	328,318	320,376	256,842	254,712	236,789
債券	224,608	249,754	270,258	272,733	272,420
コールマネー	493,014	398,612	446,066	445,294	428,229
売渡手形	163,422	133,740	139,416	116,380	71,164
CP ¹⁰					
借用金	77,760	124,583	145,075	193,017	215,210
外国為替	37,301	17,496	17,254	13,360	11,548
社債 ¹¹					
転換社債	21,601	20,166	17,676	13,670	11,914
信託勘定借	163,312	179,232	230,524	301,964	341,744
(金銭の信託運用見合額)	63,623	51,615	44,149	45,154	46,378
資金調達勘定計	7,348,913	7,158,337	7,025,321	6,833,579	6,806,773
貸倒引当金	31,106	31,333	35,497	44,030	51,973
退職給与引当金	9,917	9,862	9,848	9,820	9,845
その他の引当金 ¹²	25	0	0	2	0
特別法上の引当金	2,864	2,872	2,480	2,800	3,087
再評価に係る繰延税金負債 ¹³					
支払承諾	575,516	576,877	532,666	442,754	385,500
再評価差額金(負債分) ¹³					
負債計	8,432,034	8,256,226	8,101,518	7,572,849	7,487,047
資本金	67,092	69,920	70,406	70,649	71,031
新株式払込金	4,126	59	150	284	1,000
法定準備金	58,888	63,041	64,889	66,466	67,876
資本準備金	45,550	48,359	48,873	49,173	49,515
利益準備金	13,338	14,682	16,015	17,292	18,360
再評価差額金(資本分) ¹³					
剰余金	134,148	145,562	152,873	156,264	158,667
任意積立金	112,171	126,513	137,920	145,568	149,223
当期未処分利益	21,976	19,049	14,953	10,696	9,443
資本計 ¹⁴	264,251	278,578	288,320	293,664	298,575
負債及び資本合計	8,696,286	8,534,677	8,389,839	7,866,514	7,785,622

1. 計数は平成10年度末時点での経営が破綻していない全国銀行を対象としている。「全国銀行」、「都銀・長信・信託」および「地銀・地銀Ⅱ」の定義は、本文注1と同じ。なお、被合併行の計数は合併時から遡及して合併行の計数に単純合算している。

2. 計数は単体財務諸表ベースで、特に断りのない限り銀行勘定ベース。

10. 「CP」は平成10年度より勘定科目を新設。

11. 「社債」は平成9年度より勘定科目を新設。

12. 「その他の引当金」には、債権売却損失等引当金(共同債権買取機構向け売却債権にかかる2次ロス見込み額に対する引当)などを含む。

(負債・資本勘定<末残>)

[全国銀行]

単位:億円

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
預金	5,271,451	5,213,483	5,250,856	5,110,157	4,903,891
当座預金	214,826	243,793	216,504	198,408	205,806
普通預金	678,181	761,914	820,261	889,475	984,881
貯蓄預金	33,233	83,981	111,062	137,111	144,942
通知預金	288,272	289,213	300,404	253,494	179,858
定期預金	3,536,658	3,275,447	3,270,974	3,181,254	3,035,313
譲渡性預金	243,230	364,224	421,756	436,782	431,535
債券	266,517	276,523	279,980	261,408	248,942
コールマネー	401,036	401,903	390,921	318,179	273,673
売渡手形	50,957	76,841	43,199	41,137	8,015
CP ¹⁰					18,085
借用金	218,378	219,371	245,694	275,572	221,192
外国為替	9,506	11,886	16,712	11,859	13,332
社債 ¹¹				9,930	15,281
転換社債	7,611	6,992	6,477	8,786	6,621
信託勘定借	347,789	321,072	271,945	223,564	173,342
(金銭の信託運用見合額)	50,540	51,225	53,087	45,063	32,548
資金調達勘定計	6,779,602	6,855,599	6,899,932	6,691,460	6,317,446
貸倒引当金	63,144	119,252	106,285	161,829	147,586
退職給与引当金	9,905	9,892	9,867	9,764	9,613
その他の引当金 ¹²	10	303	5,854	11,053	14,975
特別法上の引当金	3,137	3,217	3,325	2	2
再評価に係る繰延税金負債 ¹³					15,146
支払承諾	362,164	383,862	420,096	408,654	361,210
再評価差額金(負債分) ¹³				40,385	155
負債計	7,424,094	7,565,203	7,676,037	7,764,744	7,242,219
資本金	72,888	74,156	78,865	81,462	121,360
新株式払込金	139	139	737	0	17
法定準備金	70,716	71,607	76,732	81,547	118,880
資本準備金	51,331	51,286	55,621	59,571	96,844
利益準備金	19,385	20,321	21,111	21,975	22,036
再評価差額金(資本分) ¹³					21,055
剰余金	155,387	114,764	114,628	66,994	75,502
任意積立金	151,859	149,822	111,307	108,215	64,266
当期末処分利益	3,528	-35,058	3,321	-41,221	11,236
資本計 ¹⁴	299,132	260,667	270,963	230,004	336,816
負債及び資本合計	7,723,226	7,825,871	7,947,001	7,994,749	7,579,036

13.「再評価にかかる繰延税金資産」、「再評価にかかる繰延税金負債」、「再評価差額金(負債分)」、「再評価差額金(資本分)」は、以下の事情から平成9年度ないし10年度に新設。すなわち、「土地の再評価に関する法律」の施行により、平成9年度から再評価差額金が負債として計上されるようになったため、当該計表では再評価後の営業用土地の簿価と再評価前の簿価の差額を「再評価差額金(負債分)」に計上。その後、平成10年度に同法が改正され、従来の再評価差額金を税効果を調整の上で資本勘定に含めることになったため、「再評価にかかる繰延税金資産」、「再評価にかかる繰延税金負債」、「再評価差額金(資本分)」が新設された。なお、税効果会計を平成10年度に導入していない銀行では、再評価差額金が資本勘定ではなく、負債として計上されている。

14. 資本勘定の計数は全て利益処分前。

(負債・資本勘定<末残>)

[都銀・長信・信託]^{1, 2}

単位: 億円

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
預金	3,888,052	3,701,580	3,420,493	3,112,948	3,072,805
当座預金	172,846	176,600	181,977	165,865	160,048
普通預金	307,410	304,657	303,717	305,987	320,075
貯蓄預金				3,736	5,124
通知預金	357,754	318,677	286,213	248,165	256,612
定期預金	2,402,481	2,321,718	2,193,858	2,012,082	1,956,030
譲渡性預金	288,225	286,011	231,458	234,657	220,971
債券	224,608	249,754	270,258	272,733	272,420
コールマネー	429,667	337,678	394,580	395,310	372,360
売渡手形	145,676	121,312	128,725	104,718	67,788
CP ¹⁰					
借用金	70,060	104,822	124,317	165,959	187,654
外国為替	36,938	17,289	16,952	13,123	11,352
社債 ¹¹					
転換社債	17,700	16,829	15,127	11,428	10,558
信託勘定借	162,839	178,757	229,525	299,997	339,263
(金銭の信託運用見合額)	39,337	33,909	29,347	32,305	33,371
資金調達勘定計	5,231,769	4,992,295	4,813,284	4,594,959	4,536,166
貸倒引当金	22,547	22,761	26,344	33,208	39,140
退職給与引当金	5,201	5,094	4,984	4,844	4,776
その他の引当金 ¹²	24	0	0	0	0
特別法上の引当金	1,682	1,642	1,358	1,649	1,873
再評価に係る繰延税金負債 ¹³					
支払承諾	520,826	519,064	472,173	380,533	320,935
再評価差額金(負債分) ¹³					
負債計	6,102,381	5,869,811	5,646,104	5,177,709	5,060,718
資本金	47,089	48,929	49,020	49,025	49,213
新株式払込金	3,146	0	0	0	1,000
法定準備金	39,777	42,176	42,838	43,415	44,186
資本準備金	33,777	35,617	35,715	35,719	35,908
利益準備金	6,000	6,559	7,123	7,696	8,278
再評価差額金(資本分) ¹³					
剰余金	88,253	96,335	101,144	102,275	102,867
任意積立金	72,412	83,074	91,174	96,280	97,476
当期未処分利益	15,840	13,262	9,970	5,995	5,391
資本計 ¹⁴	178,265	187,440	193,002	194,715	197,266
負債及び資本合計	6,280,646	6,057,251	5,839,106	5,372,424	5,257,984

1. 計数は平成10年度末時点での経営が破綻していない全国銀行を対象としている。「全国銀行」、「都銀・長信・信託」および「地銀・地銀Ⅱ」の定義は、本文注1と同じ。なお、被合併行の計数は合併時から遡及して合併行の計数に単純合算している。

2. 計数は単体財務諸表ベースで、特に断りのない限り銀行勘定ベース。

10. 「CP」は平成10年度より勘定科目を新設。

11. 「社債」は平成9年度より勘定科目を新設。

12. 「その他の引当金」には、債権売却損失等引当金(共同債権買取機構向け売却債権にかかる2次ロス見込み額に対する引当)などを含む。

(負債・資本勘定<末残>)

[都銀・長信・信託]

単位:億円

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
預金	3,042,878	2,981,646	3,001,887	2,875,055	2,624,751
当座預金	138,103	158,881	141,348	127,975	135,347
普通預金	329,356	375,626	404,494	446,225	497,675
貯蓄預金	13,435	35,944	52,419	71,593	77,332
通知預金	254,138	259,375	272,086	224,425	149,988
定期預金	2,000,017	1,778,432	1,773,958	1,695,153	1,526,523
譲渡性預金	227,243	336,146	391,278	417,024	410,299
債券	266,517	276,523	279,980	261,408	248,942
コールマネー	357,263	341,105	341,209	284,628	250,719
売渡手形	48,532	65,221	36,467	30,611	6,606
CP ¹⁰					17,935
借用金	189,148	188,619	216,194	243,921	190,999
外国為替	9,310	11,695	16,514	11,709	13,203
社債 ¹¹				9,630	14,981
転換社債	6,431	6,122	5,340	7,259	5,291
信託勘定借	345,003	318,674	270,346	222,465	172,380
(金銭の信託運用見合額)	37,434	36,507	37,955	31,371	21,716
資金調達勘定計	4,465,748	4,500,138	4,541,965	4,356,291	3,955,627
貸倒引当金	47,533	90,150	79,615	121,699	92,577
退職給与引当金	4,726	4,636	4,524	4,373	4,198
その他の引当金 ¹²	10	224	5,379	9,934	12,875
特別法上の引当金	1,959	2,022	2,104	2	2
再評価に係る繰延税金負債 ¹³					10,117
支払承諾	296,874	321,129	355,228	344,663	300,251
再評価差額金(負債分) ¹³				29,333	0
負債計	4,971,126	5,064,680	5,178,340	5,263,624	4,714,538
資本金	50,848	51,694	55,385	57,571	96,256
新株式払込金	0	0	0	0	0
法定準備金	46,394	46,556	50,750	54,848	91,336
資本準備金	37,542	37,191	40,881	44,462	80,651
利益準備金	8,852	9,364	9,869	10,386	10,685
再評価差額金(資本分) ¹³					14,007
剰余金	97,851	63,488	61,604	22,364	26,795
任意積立金	98,193	94,475	60,257	57,184	20,410
当期末処分利益	-342	-30,988	1,347	-34,820	6,386
資本計 ¹⁴	195,094	161,738	167,738	134,783	228,395
負債及び資本合計	5,166,220	5,226,418	5,346,079	5,398,407	4,942,934

13.「再評価にかかる繰延税金資産」、「再評価にかかる繰延税金負債」、「再評価差額金(負債分)」、「再評価差額金(資本分)」は、以下の事情から平成9年度ないし10年度に新設。すなわち、「土地の再評価に関する法律」の施行により、平成9年度から再評価差額金が負債として計上されるようになったため、当該計表では再評価後の営業用土地の簿価と再評価前の簿価の差額を「再評価差額金(負債分)」に計上。その後、平成10年度に同法が改正され、従来の再評価差額金を税効果を調整の上で資本勘定に含めることとなったため、「再評価にかかる繰延税金資産」、「再評価にかかる繰延税金負債」、「再評価差額金(資本分)」が新設された。なお、税効果会計を平成10年度に導入していない銀行では、再評価差額金が資本勘定ではなく、負債として計上されている。

14. 資本勘定の計数は全て利益処分前。

(負債・資本勘定<末残>)

[地銀・地銀Ⅱ]^{1, 2}

単位: 億円

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
預金	2,005,776	2,050,596	2,112,623	2,136,406	2,174,005
当座預金	99,101	101,101	84,107	83,141	80,925
普通預金	308,612	307,792	316,315	323,716	344,064
貯蓄預金				3,090	5,376
通知預金	60,352	49,622	43,480	40,776	37,433
定期預金	1,243,528	1,328,990	1,417,264	1,463,523	1,482,677
譲渡性預金	40,092	34,365	25,384	20,055	15,817
コールマネー	63,348	60,934	51,486	49,984	55,869
売渡手形	17,746	12,428	10,691	11,663	3,376
CP ¹⁰					
借用金	7,700	19,761	20,758	27,058	27,556
外国為替	363	207	301	237	196
社債 ¹¹					
転換社債	3,901	3,337	2,549	2,243	1,356
信託勘定借	474	475	999	1,968	2,482
(金銭の信託運用見合額)	24,286	17,707	14,802	12,849	13,007
資金調達勘定計	2,117,144	2,166,042	2,212,037	2,238,620	2,270,608
貸倒引当金	8,559	8,572	9,152	10,822	12,833
退職給与引当金	4,716	4,768	4,864	4,976	5,069
その他の引当金 ¹²					
特別法上の引当金	1,181	1,229	1,123	1,151	1,214
再評価に係る繰延税金負債 ¹³					
支払承諾	54,691	57,813	60,494	62,221	64,565
再評価差額金(負債分) ¹³					
負債計	2,329,653	2,386,415	2,455,414	2,395,139	2,426,329
資本金	20,004	20,991	21,386	21,624	21,817
新株式払込金	980	59	150	284	0
法定準備金	19,111	20,865	22,052	23,051	23,690
資本準備金	11,773	12,741	13,158	13,454	13,608
利益準備金	7,338	8,123	8,893	9,596	10,082
再評価差額金(資本分) ¹³					
剰余金	45,895	49,227	51,729	53,989	55,800
任意積立金	39,759	43,439	46,746	49,288	51,747
当期未処分利益	6,136	5,787	4,983	4,701	4,053
資本計 ¹⁴	85,987	91,139	95,318	98,949	101,309
負債及び資本合計	2,415,640	2,477,425	2,550,733	2,494,089	2,527,638

1. 計数は平成10年度末時点で経営が破綻していない全国銀行を対象としている。「全国銀行」、「都銀・長信・信託」および「地銀・地銀Ⅱ」の定義は、本文注1と同じ。なお、被合併行の計数は合併時から遡及して合併行の計数に単純合算している。

2. 計数は単体財務諸表ベースで、特に断りのない限り銀行勘定ベース。

10. 「CP」は平成10年度より勘定科目を新設。

11. 「社債」は平成9年度より勘定科目を新設。

12. 「その他の引当金」には、債権売却損失等引当金(共同債権買取機構向け売却債権にかかる2次ロス見込み額に対する引当)などを含む。

(負債・資本勘定<末残>)

[地銀・地銀Ⅱ]

単位:億円

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
預金	2,228,573	2,231,837	2,248,969	2,235,102	2,279,140
当座預金	76,723	84,912	75,156	70,434	70,459
普通預金	348,825	386,288	415,768	443,251	487,207
貯蓄預金	19,798	48,037	58,643	65,518	67,611
通知預金	34,134	29,838	28,318	29,069	29,870
定期預金	1,536,641	1,497,015	1,497,016	1,486,101	1,508,790
譲渡性預金	15,987	28,078	30,478	19,758	21,236
コールマネー	43,773	60,797	49,712	33,551	22,954
売渡手形	2,425	11,620	6,732	10,526	1,409
CP ¹⁰					150
借用金	29,230	30,752	29,500	31,651	30,193
外国為替	196	191	197	150	129
社債 ¹¹				300	300
転換社債	1,180	870	1,137	1,527	1,329
信託勘定借	2,786	2,398	1,599	1,098	962
(金銭の信託運用見合額)	13,106	14,718	15,132	13,692	10,832
資金調達勘定計	2,313,854	2,355,461	2,357,967	2,335,169	2,361,819
貸倒引当金	15,611	29,102	26,670	40,130	55,008
退職給与引当金	5,179	5,256	5,343	5,391	5,415
その他の引当金 ¹²		79	475	1,120	2,101
特別法上の引当金	1,178	1,195	1,221	0	0
再評価に係る繰延税金負債 ¹³					5,029
支払承諾	65,290	62,733	64,868	63,991	60,959
再評価差額金(負債分) ¹³				11,052	155
負債計	2,452,967	2,500,523	2,497,697	2,501,120	2,527,681
資本金	22,040	22,462	23,480	23,891	25,104
新株式払込金	139	139	737	0	17
法定準備金	24,322	25,052	25,983	26,699	27,543
資本準備金	13,789	14,095	14,740	15,109	16,192
利益準備金	10,533	10,956	11,242	11,589	11,351
再評価差額金(資本分) ¹³					7,048
剰余金	57,536	51,276	53,024	44,630	48,707
任意積立金	53,666	55,347	51,050	51,031	43,856
当期末処分利益	3,869	-4,071	1,975	-6,401	4,851
資本計 ¹⁴	104,038	98,929	103,225	95,221	108,421
負債及び資本合計	2,557,006	2,599,452	2,600,922	2,596,342	2,636,102

13.「再評価にかかる繰延税金資産」、「再評価にかかる繰延税金負債」、「再評価差額金(負債分)」、「再評価差額金(資本分)」は、以下の事情から平成9年度ないし10年度に新設。すなわち、「土地の再評価に関する法律」の施行により、平成9年度から再評価差額金が負債として計上されるようになったため、当該計表では再評価後の営業用土地の簿価と再評価前の簿価の差額を「再評価差額金(負債分)」に計上。その後、平成10年度に同法が改正され、従来の再評価差額金を税効果を調整の上で資本勘定に含めることになったため、「再評価にかかる繰延税金資産」、「再評価にかかる繰延税金負債」、「再評価差額金(資本分)」が新設された。なお、税効果会計を平成10年度に導入していない銀行では、再評価差額金が資本勘定ではなく、負債として計上されている。

14. 資本勘定の計数は全て利益処分前。